

環境社会配慮ガイドライン
包括的検討ワーキンググループ
⑦自然生息地

日時 2020年4月20日（月）14:00～17:51

場所 Skype会議

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

| | |
|--------|--|
| 石田 健一 | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教 |
| 木口 由香 | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長 |
| 源氏田 尚子 | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー |
| 作本 直行 | 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問 |
| 鈴木 孜 | 元アークコーポレーション株式会社 元技術部長 |
| 谷本 寿男 | 元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授 |
| 寺原 譲治 | 城西国際大学 環境社会学部 教授 |
| 林 希一郎 | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授 |
| 日比 保史 | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事 |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹 |

JICA

| | |
|-------|-------------------|
| 加藤 健 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 古賀 藍 | 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課 |
| 折田 朋美 | 企画部 参事役 |
| 岩本 園子 | 企画部 業務企画第一課 企画役 |
| 工藤 智春 | 企画部 業務企画第二課 |

オブザーバー

| | |
|-------|----------------------------|
| 村山 武彦 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授 |
|-------|----------------------------|

午後2時00分開会

○加藤 ありがとうございます。JICA審査部の加藤です。本日は、包括的検討の場にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日の進め方についてのご説明を冒頭、させていただきたいと思います。

本日のSkype会議、皆様の声は一旦ミュートにさせていただいておりますので、ご発言のときには、マイクを使用する際にミュートを外してご発言をいただければと思います。

また、本日は、主査の米田副委員長に司会をしていただきますが、ご発言者が重なる場合は、主査からの指名に従って、お名乗りいただいた後、ご発言をいただければと思います。

また、質問やコメントで、誰に対する質問もしくはコメントかというところを、JICAに質問ですといった形や、何々委員に質問ですということでご発言いただき、ご発言が終わりましたら、以上ですという形でお話を終えていただければと思います。

本日のご出席者ですけれども、Skypeの出席者の一覧をご覧くださいと、おわかりかと思えます。委員は10名の方にご出席をいただいております。また、オブザーバーで村山委員にもご出席いただいております。そして、JICAの発表・説明者は計5名、企画部及び審査部から出席しております。また、それ以外にオブザーバー、場合によっては発言をいたしますが、JICA側の出席者が出席しております。

また、本日の会議は逐語録で録音をさせていただいております。

今後のスケジュールですけれども、本日の包括的検討で助言の案のイメージを粗々でも双方で持ったところで、事務局で初案をドラフトをさせていただきまして、4月27日月曜日までに助言案を送らせていただきます。その後、ゴールデンウィークを挟みますので、7営業日程度を見て、5月8日の金曜日までに委員の皆様の加筆修正をいただきまして、そして5月15日の全体会合につなげられればと考えております。

本日の論点、二つございまして、論点の一つ目が世銀のESS6に基づきました生息地区分、保護区の定義、そしてリスク管理手法、そういったものをどのように参照していくかというところが一つ目の論点。

二つ目の論点は、JICAのガイドラインでは、保護区、定義としては別の言い回しで書いておりますが、そこでは原則実施しないという対応から、生息地区分に基づいた事業実施への変更ということを採用できるかというところが、大きく二つございます。

本日のこの論点に基づきまして、既に米田主査から、本日のワーキンググループ委員の皆様からいただいたご質問、コメントを、9つに分けて整理をいただいております。基本的考え方、評価手順、mitigation hierarchy、オフセット、生息地区分、保護区、外来種、持続可能な管理、サプライチェーンと、9つでございますので、本日の会議時間の想定である180分を単純に9で割りますと、1件につき20分程度という形になります。テーマによって延びることがありますので、一つ一つを短くまとめられるところはまとめて、議論を前に進められればと思います。

それでは、冒頭の説明は以上で、本日よろしく願いいたします。

米田主査にこの後の進行をお渡ししたいと思います。米田主査、よろしく願いいたします。

以上です。

○米田委員 米田です。皆さん、よろしく願いいたします。

最初に、まず進め方について確認をしたいんですけども、本来でしたら、皆様のご意見、そのまま、それに対してJICAの回答がついた回答表を基に進めなければいけない、それが本来のやり方であると思うんですが、ちょっと今回、コメント等の数が多いのと、あと、少し、同じテーマがあちこちに飛んでしまっている部分があるなと思いましたので、それでExcel表とWordに分けて整理をしてみました。すごく私の個人的な理解でまとめてしまっているの、このWordに書いてある表現が正しくないかもしれないんですけども、一応ちょっとなるべく同じテーマの意見がまとまるようにしてみたいつもりです。

今日はこのWordのファイルを見ながら、ESS6の параグラフの順番に一応並んでいるつもりなんですけれども、その順番に合わせて進めていくという、そういうやり方で、個別の意見、回答について、一つ一つ確認をするということを経ずに進めていきたいと思うんですけども、そういう進め方でよろしいでしょうか。何か特に反論があればお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。特に反論がなければご意見いただかなくてもいいんですけども、意見ありますでしょうか。

私のほうのまとめ方が間違っているとか、自分の意見はここではなかったんだとかいうことがありましたら、それはまたそれぞれの段階でご説明いただければと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、進めたいと思います。

最初に、まず基本的考え方の記述ということで、これは主に石田委員のほうからいただいた意見が1.1というところに書いてあるんですけども、生物多様性のESS6の最初のほうに書いてある部分、その部分を、JICAのガイドラインでも、そういう考え方というようなところを入れたほうがいいのかというご意見だと思うんですが、ちょっとこの辺りは飛ばして進みたいなと思っているんですけども。反対意見は多分ないと思っています。

石田委員、何かありますでしょうか。石田委員、いかがでしょうか。

皆様方、もし回答表を読んでいただければ、石田委員のおっしゃりたいことはおわかりになったかなと思うんですけども。

○石田委員 一つの項目が20分ということなので、1.1とか1.2でやっていると時間がかかるというのは、承知しています。

ただ、言いたいことは非常に単純で、ただ、皆さんよくお忘れがちなのは、生態系は生態系だけで成り立っているわけじゃなくて、そこを使っている人がいるので、特にやっぱり71番は忘れないでほしいということです。ガイドラインの書き方は、ステークホルダー協議、住民、生態系保全って別個にしてしまっているんですよ。でも、それ、全部、実は包括的に見ないと、生態系保全できないんですよ。だから、現実から見た場合にはその3つが本当は一緒なんだけれども、ガイドラインの書きざまは3つ分かれているので、それはやっぱり忘れないで全部つなげてほしいというところなんです。

以上です。それで私は結構です。ありがとうございます。

○米田委員 ありがとうございます。

ステークホルダー協議、住民、生態系保全、その3つですね。1.1についてはそれで先へ進めたいと思っています。

1.2、生態系サービスですが、これは基本的な部分で、この私たちのテーマの議論の中では全く

欠かすことのできないというか、この部分をガイドラインに入れるということに反対の方はいらっしやらないと思うんですが。ワーキンググループ6のほうでこの話が出たということなんですが、ワーキンググループ6に参加された方で、何か向こうの議論の内容を簡単にご紹介いただければと思うんですけども、どなたか。

今、石田委員がつながっていますけれど、石田委員のほうからでも、ほかの方でも。

○加藤 事務局からよろしいでしょうか。

○米田委員 はい、お願いします。

○加藤 今の点について、前回の全体会合でも助言案が固まりましたけれども、それを読み上げさせていただきます。「ESS4では生態系サービスへの影響にも言及されているが、生態系サービスに依存しているコミュニティも見受けられることから、JICAガイドラインでのこの取り扱いについて検討すべきとの意見があった」という形で助言をいただいておりますので、ESS6も含めて、この助言で大枠カバーをされているのかなと考えております。

○米田委員 皆様、いかがでしょうか。ワーキンググループ6のほうの助言でカバーされているという理解でよろしいですか。

生態系サービスの4つのサービスとか、そういう内容を記述すべきとか、そういう意見もあったかなと思うんですけども。

○石田委員 すみません、ガイドライン改定作業6は、何でしたっけ、もう1回教えてください。コミュニティへの影響とか、労働安全管理でしたっけ。

○加藤 そのとおりです。スクリーン画面左側のインスタントメッセージに、木口委員がその助言全文を記載してくださっています。

○石田委員 恐らく、だから、そこで言われていたのは、そこではコミュニティとの強い関連において出てきていますけども、ここは自然生息地とかESS6、Biodiversity Conservation & Sustainable Management of Living Natural Resourcesなので、本筋はここで議論していいんじゃないでしょうか。生態系サービスということ、JICAのガイドラインにその用語をきちんと載せるということに意義があると思いますが、いかがなんでしょうか。

○米田委員 ほかの方、いかがですか。

○日比委員 日比です。

私も石田委員の今のご意見に賛成です。コミュニティのほうで生態系サービスの依存について言及するというのも、これは重要なことだと思いますけれども、それはある意味、生態系サービスの1面側だけになりますので、やはり生態系、自然環境のほうがそのサービスを生み出しているという、自然側からのアプローチという観点から、明確に記述しておくべきかなと。両方あっていいと思う。どちらかに入れればいいだろうということではなくて、両方あって初めて生態系サービスへの配慮が完成するのかなというふうに考えます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

○林委員 林ですけど、よろしいですか。

○米田委員 はい、どうぞ。

○林委員 助言案のワーキング6のほうの話というのは、どちらかというと、コミュニティと供給サービスに近いような話をメインに考えている内容かと思うんですけど、ここではもうちょっと広い、今、日比委員がおっしゃられたような、供給サービスだけではなくて、調整サービスとか基盤サービスとか、文化も入るのかもしれないんですけど、そういうようなところを包括的に議論すべきというようなところで、入れるべきだろうというふうに考えています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。だいたい今のお話で出たかなと思っていますが。よろしいですかね。

それでは、この部分はもう先へ進んでしまおうかなと思います。

今まで出た話ともちょっと関連するんですが、この1.3として日比委員の意見を挙げさせていただきましたけど、これ、大事なことかなと思っているんです。このESS6のタイトルは、Biodiversity Conservation & Sustainable Management of Living Natural Resourcesということで、完全にバイオダイバーシティとリソースの持続可能な管理というところの視点から見ているということなんですけれども、JICAのガイドラインの整理が今までそういう形にはなっていないということで、少し議論が噛み合わないというか、少し違っている部分があるのかなと思っています。

後で出てくる保護区の定義とか、そういうところも絡んでくるんですけれども、取りあえずESS6に沿って議論するのであれば、バイオダイバーシティとリソースの話を中心にやるのかなと思うんですが、日比委員のご意見もそこに留意すべきというご意見だったと思うんですけれども、日比委員、何かありますか。

○日比委員 ありがとうございます。

基本的には、今、米田主査からいただいたことに尽きるのかなと思うんですけれども、若干追加で説明させていただきますと、いろんな用語がいろんなところで使われていて、ESS6あるいはJICAのガイドラインのドキュメントの中だけでなく、助言委員会あるいは環境影響評価のプロセス全体において、いろんな用語が使われていることがあって、それらが重なる部分も多いですし、同じものを指して、広い意味ではおおむね同じことを言っている。だけれども、厳密に見ていくと、必ずしも同じではないというようなケースが多く見受けられます。

そこが割とばらばらのままこれまで自然環境の分野における配慮は対応されていることが多いのかなという印象を持っていますので、何を目的に、何を対象に、どういうフレームワークで、どういうコンポーネントが階層といますか、どういうつながりを持ってガイドラインの中で対応していくのかというのを明確にしないと、同じことを言っているようで、実際にはずれたことを議論していたり、本来の目的に対応出来ていないというようなことが、特にガイドラインを実施していく段階において起こっている可能性もあると危惧しています。

端的な例でちょっと単純化して言いますと、この生態系・生物相という環境配慮項目の調査において、絶滅危惧種の調査したけれどもいませんでした、なので影響はありませんというような論調での調査結果と評価がよく見受けられるんですけれども、それは非常に限定的な部分だけを切り取って調査して、評価していることになるので、それで本当にいいのかということです。

本来の例えば生態系・生物相という、今のガイドラインで使っている言葉が表しているものをそのまま読み取れば、もっと広く環境影響評価調査をして反映させていく必要が、本来はあると思う

ので、言葉遣い、用語の用法というのは、実際、事業をやっていく上で、最初にはっきり明確にしておいたほうが、後々、混乱がないだろうなと思ってのこういうコメントをさせていただきました。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ここまでの部分は、JICAのガイドラインそのものの組立てというか、どこに何を書くのかみたいな、そういうところとか、項目の整理とか、そういう話に関わってくるのかなと思うので、このワーキングではあまり深く追求はしないように、具体的にどこに何をまでみたいなどころまでは、追求しないでおこうと思うんですが、JICAのほうで何かコメントありますでしょうか。

○加藤 今、ご指摘いただいた「整理」という観点で、これまでの運用を踏まえて、こういう視点が決定的に抜けているのではないかと、世銀のESS6に照らしても、JICAのガイドラインでの考え方とここに大きなギャップがあるのではないかと具体的なところについて、もし今の時点でお気づきでしたら、ぜひご指摘をいただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○米田委員 その議論をしてしまうと、また長くなりそうだなというのがちょっと懸念で、先へ行きたいと思っているんですが、明らかに抜けているのは、このご指摘にもある生態系サービスということが、あるいはその概念が抜けているというのは、あると思います。

あと、1.1で出ているような考え方のようなものが、今のガイドラインではあんまり書かれていないような、生物多様性がなぜ重要なのかとか、何のために保全するのかとか、そういうような部分というのはどうしていくのかというところが、あるのかなと思っています。

ほかにご意見ありますか。

○石田委員 短くですが、JICAがおっしゃられるニーズで、欠けているところを知りたいというニーズと、あと、恐らく私も含めていろんな委員の方々が希望されているそもそも論というか、原則、なぜ生物多様性をやるんだということや、事業の実施の関わりにおいては、保護区から議論を開始するのが有効なんでしょうけれども、でも、その前に保護区の定義やら、なぜ保護区なんだというところも重要なので、やはり定義的な部分というか、そもそもどうしてというところは、ESS6を参考にして1度まとめるというか、提示する必要がある、ガイドラインにどこをどう盛り込むかということは、とても必要だというふうには思っています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○日比委員 今の石田委員がおっしゃったことにちょっと付け加えさせていただくと、重要な生息地については後でまた議論があるかと思うんですけれども、例えば生息地ってどう定義するんだと。一見、この言葉、非常に一般用語的のようであるんですけれども、いろんな定義が国際的にもなされているとは思われます。おおむね指すところは同じのようであり、1番狭い定義では、本当に特定の種がそこに自然発生的に生息しているかどうかということになりますし、科学的に一般的に使われるものであれば、そういった状態を支える様々な条件あるいはプロセスが発現する場所という定義なんかがされると思います。

そうなってくると、よりダイナミックなプロセスも含めた定義になってくると思うんですけれども、これまでのJICA事業において特に影響評価なんかをやる場合は、どっちかというタイミングを切り取ったスタティックな調査、すなわちその調査時において絶滅危惧種などの生息が確認でき

たかできなかったか、そして、乱暴に言えば、いれば生息地だし、いなければ生息地ではないというような、そういう捉え方をされることが多いのではないかと思います。なので、実際に事業、調査を実施する上で不確実性をなるべく取り除く上でも、生息地なんかも具体的に定義しておいたほうがいいと思います。ESS6でも、確か割と頭のほうで、これはどっちかというプロセスも含むような、コンディションとかプロセスを含むという形で定義していると思いますので、そういうところはしっかり参照して、明確にしてはどうかと思います。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。言葉の定義というのは、確かに必要な部分ですね。

ほかに何か抜けている部分ということで、今ここで発言されたい方、いらっしゃいますか。

○加藤 今のお話のご指摘、よく理解をいたしまして、その中で、最後、日比委員がおっしゃられた絶滅危惧種、いるかいないかというところに焦点を当て過ぎて、全体のその状態を支えるような条件とか、ダイナミックなプロセスというところの視点が抜けているんじゃないかというところは、本日の今後の議論で、評価の手法のところでもまた教えていただきたいところではあります。

いろんな有識者の方々のお話を伺うと、全体としてそういう全体の条件を保つという視点を持ちつつ、それを把握していくには、全体の調査を膨大にやるというのは限界があるので、その中で注目すべき種を抽出して、それについて焦点を当てながら緩和策を捉えていくと、全体として多様性の保たれる環境が改善をしていくというアプローチもあるとお話もいただいております。実際に評価の時間や金額というか財政的な制約がある中で、効果的な緩和策の検討とか事前の調査を進めていくときに、どういうところに絞り込んでいくかというところは、ぜひご意見をいただければと思っております。

以上です。

○米田委員 その部分は2番のほうの評価手順とか、そちらの話とも絡んでくるのかなと思うので、先へ行きたいと思います。

2番、評価手法、評価手順とか生物多様性管理計画とか、そういう話の部分ですが、1番、2番は予防原則、予防的管理、予防的アプローチの話で、2.3の発言者というか提案者の部分が抜けていますけど、これは日比委員の36番のコメントです。失礼しました。

それから、作本委員の意見があって、それから鈴木委員の意見、2.6~8は生物多様性管理計画という話についてということになっていますが、この辺かなり私のほうで発言を丸めてしまっているんですけども。その中でちょっと気になったのが、2.4に書いてある作本委員の38番への質問というかコメントなんですけれども、これ、ちょっと私のほうで理解が間違っているかもしれないんですが、作本委員のほうでこのコメントの意図を説明していただけますでしょうか、コメント、質問の意図を。作本委員、お願いできますか。38番は、生物多様性へのリスク及び影響への対応方法というのが質問で、ねらいとして書かれているんですけども。すみません、お願いします。

○作本委員 今、2.4についてのリスク及び影響ということでご質問いただいたんですけども、ESSの報告書全体については、影響だけじゃなくて、インパクトだけじゃなくて、リスクにまで及ぼせると。リスクと影響というのは、やはりこの時間的な長さ、あるいは影響が及ぶ範囲ということにおいて、違うのではないかと私は思うんです。これは既に、2番だけじゃなくて、冒頭で議論されていた生物多様性であるとか、あるいはサービス、こういうことを捉えようとする、広く捉

えざるを得ない。いわゆる保護区だけでは足りないのではないか、保護対象の地域だけで捉えるのは、足りないんじゃないかというふうな気がするんです。

そういうことで、このリスクと影響を把握するに当たって、どのように、1のほうと関わるんですけれども、単に定義だけなのか、どこまで保護するとサービスまで受けられるのかという、そういう全体として構成する必要があるのではないかと思います。

ちょっと十分足りたかどうかわかりませんが。以上ですが、コメント。

○米田委員 わかりました。

回答表のほうで、後ろのほうで、例えば、仮に生息地以外の周辺地域の生物多様性へのリスクや影響についてまでというふうな表現があるんですけれども。

○作本委員 もし、私、ESSの中でもよくわからなかったんです。いわゆる、先ほど日比委員がおっしゃられたように、生息地を保護するんだったらば、生息地をさらに分類するということになるかと思うんですけれども、これはリスクまで広げて考えようとするれば、今ちょっとご紹介いただいたような、及ぼす範囲、どこまでなのかという、むしろ実態的、実質的なところまで見なきゃいけないんだって、保護区という地域に限定した保護方法というか、対策、緩和策の方法だけでは、不十分なんではないかというふうにちょっと私のほうで感じるんですけど、いかがでしょうか。

以上です。

○米田委員 私がここでこれを質問したのは、ここで生息地という言葉を作本委員がどういうふうに解釈しておられるのかなと思ったんですけれども。今、回答表を画面に出していただきました。これ、今、38番なんですけれども。もしかすると、生息地という言葉の解釈を、これが多分、人によって違うかな、先ほど日比委員も例として出されましたけれども、人によって違うかなと思っていまして、これは38番、次のページに入っている部分なんですけれども、私の……

○作本委員 すみません。ありがとうございます。

今おっしゃるとおりで、生息地の理解が、配付資料の中でも2ページにありますけれども、恐らく生息地、地域でもって保護しなければいけないというようなことを、JICAさんの事務局からの回答ではいただいているんです。回答の中にもそういう部分があります。地域として指定して、それを保護するんであるという、そういう考え方にせざるを得ないのは、私もわかるんでありますけど、ただ、地域だけを限定して、さあそれでこの分類、配付資料で①番から③番までの重要な生息地等に区分して、それに対応すれば、冒頭に言ったような生物多様性であるとか、あるいは生態系サービスを受けられるようなことになるのかなとなると、その脈絡がどうも不確かというか、私、自信持てないような、そんな認識なんです。

以上です。

○米田委員 私が理解しているというか、私の考え、理解では、生息地というのは、生息地という言葉の問題もあるんですけど、ほとんど全てが全部生息地であって、それをさらに幾つかに分けるという言い方になるのかなと思っている。これは後でもう1回やらなきゃいけない部分なんですけれども。作本委員はもしかすると生息地というのを、全ての部分が生息地ではなくて、何か大事な部分、あるいはそういうところが生息地だというふうに考えておられるのかなとちょっと思って。

○作本委員 ありがとうございます。

今、私、そのような勘違いがあるのかもしれないんですけども、先ほどの日比委員もちょっと

おっしゃられていたような、いわゆる保護区を保護するという、保護区をまず対象にするという考え方からは、この生息地保護とは違うものだというのわかります。配付資料の中の2ページ目に、生息地を3つに分けるといこと、これはいわゆる生物学的な区分の方法だと思います。これは保護区ということには特に触れずにおいても、3つに生息地を区分するという考え方かと思うんですが。

ただ、我々、実務のほうで案件で個別に見ていく場合には、いわゆる保護区に当たるのか当たらないのかという考え方になっちゃっているわけですよね。そういう意味では、生息地の生物学的な区分をそのまま引き継げるような、我々、普段やっている保護区の考え方に結びつけるような方法はないのかということなんであります。

失礼しました。すみません。

○米田委員 わかりました。ありがとうございます。

後ろのほうの議論と、5番、6番の議論と絡んでくる意見だということがわかりましたので、とりあえず今、この2番の中ではそれでいいことにしようと思います。

○作本委員 ありがとうございます。

○米田委員 2番の中で、いろんなご意見があるんですが、この中で特に強調したい、皆さん、これを言いたくて意見を出されていると思うんですが、何かこの部分を強調したいというご意見がありましたら、お願いします。

不確実なものだから、予防的な管理とかが必要だというところで、それは緩和策だけじゃなくて、リスク評価の段階でも必要だというようなご意見が、2.1、2の辺りだったと思うんですが。やはり評価方法とか基準とか、そういう話をはっきりしなければいけないというのが2.3。あとは、リスク及び影響を把握する段階での情報公開、ステークホルダー参加の仕組みというのが、2.5にあります。

生物多様性管理計画というのはESS6の中で出てきているものですが、これをつくるところまでJICAのガイドラインで触れるのかどうかということに関しては、あまり特に意見はないというか、入れるのであれば、こういう内容が必要だとか、管理計画のほかに実施計画、資金計画が必要だというご意見いただいていますけども。

○源氏田委員 すみません、源氏田です。1点よろしいですか。

○米田委員 源氏田さん、どうぞ。

○源氏田委員 生物多様性管理計画の内容についてのJICAの方からお返事いただきまして、世銀のGuidance Note6のAppendix A1に書いてあるということだったのですが、この中には、生物多様性保全のための活動内容とか禁止事項とか実施スケジュール、あと実施体制、それから実施費用と予算が入っているということでした。特に実際に活動を実施していく上では、実施体制とか実施予算、そういうものが明記していないと、実効性は担保されないと思いますので、ここら辺の実施体制とか実施費用については、もし、この生物多様性管理計画を導入するのであれば、しっかりフォローしていただければ、と思います。多分、2.8の鈴木委員の実施計画とか資金計画が必要ということも、同じような考えかと思うのですが、こういった予算とか体制について、しっかりフォローしていただければと思います。

○米田委員 ありがとうございます。

○木口委員 木口です。よろしいでしょうか。

今の源氏田委員のご意見を受けて、JICAさんのほうに質問なんです、これは、予算的な裏づけですとか、計画に沿った、例えば石田委員が挙げているような順応的管理の導入とかということが行われる場合、今まで多分、あまりやられてこなかったことで、ガイドラインでカバーできるものなのか。それとも何かJICAのプロジェクトの基準とか、やり方そのものみたいなものを何か変更しなければいけないことになるのか。ちょっとJICAの中での位置づけが、これをもし具体化しようという話になったときにどうカバーされるのかというのは、イメージがつかなかったので、教えていただければと思うんですけども。質問の意図、わかりましたでしょうか。

○米田委員 ありがとうございます。JICAのほう、いかがでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

これまでの事業においても、助言委員の皆様にご説明をするときに、その管理体制等の骨組みをお示しをしているので、それをサンプルとしてご覧いただくと、必ずそこには実施体制について記載をしております。この生物多様性管理計画にかかわらず、全てのEMPの実施に当たっても、また、それ以外の社会環境のほうの対応に当たっても、体制がしっかりしていなければ実効性がなく、また、それに対する資金の手当てがどうなっているかということも確認をしないと、その後の実効性が保たれないということで、この生物多様性管理計画を立てるときにも、そういったことは必ず確認をしていくことになるかなと思っております。その意味で、ご指摘いただいたように、生物多様性の管理の計画を立てるときには、こういった骨組みが含まれるべきというような項目が、例えばガイドラインに書いてあったり、FAQに書いてあったりというのは、審査での重要な指針になっていくかなと思います。

一点、懸念がある点としては、やはりこの生物多様性の管理の対応というのは、非常に長期にわたる対応になる可能性があって、通常、JICAの事業では、事業の完成後、供用して2年ほどしたところで事後評価が行われて、効果が出ていることが確認されたところで、一旦JICAとしてのフォローのタイミングは終了しますけれども、この管理計画はより長期にわたるということで、その場合に、実施機関がきちっと着実にやっていくというところを、どう担保していくかというところは、一つ課題になるかなと思っております。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○木口委員 ありがとうございます。

○米田委員 よろしいでしょうか。

ほかに何かありますか。

○作本委員 2.2で、日比委員が回答表の27番で、予防的アプローチのことを取り上げておられますので、ちょっと日比委員からご説明いただきたいと思えます。というのは、この予防的アプローチというのは、日本では予防原則といった法レベルでは危険な化学品ぐらいにしか考えられていないもので、よりソフトな予防的アプローチの方法によって、自然保護にこれを使う場合には、これまでの従来の我々のガイドラインの自然保護に対する考え方とは、大きく変わるのではないかなと思うんです。とりわけ日比委員がこの表題で、今、米田主査が書かれた、リスクのところにもまで及ぶということを考えますと、予防的アプローチというのは具体的に、どの辺りからどのようにこれを取り

込んで考えるのが望ましいのかどうか、ちょっと日比委員からご意見を賜れればと思います。

以上です。

○米田委員 日比委員、お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

私が考えていましたのは、よりコンサバティブに評価していくべきだろうというのが、基本的な発想の出発点になっております。この後の保護区の議論にも繋がってくるんですけども、例えば、保護区というのは、現地政府の法令に従って指令されるもので、必ずしも地球規模の価値から見て非常に重要な生息地、生態系であるから指定されているとは限らないわけですけども、それでもローカルにそこを保護しているのであれば、そこは守るべき一つの価値があるというふうに見るわけです。

そうすると、実際、重要な生態系なのかどうかという評価というのは、これは実際に重要なのかどうかというのを調査して判断するのは難しいわけですけども、そこが保護区になっていけば、仮に科学的な評価が十分し切れなくても、人為的には守るべき生息地であるということが明確になっているわけです。すなわち、科学的な因果関係が十分でなくとも、守るべき生息地としての一つの示し方として、保護区というのは予防的アプローチと呼べるんじゃないかなと思うんです。そこは科学的な判断よりも、行政的判断を使ってその生息地の保護の必要性というものを判断していくと。

自然環境、生息地、生態系の評価は、かなり不確実性を伴いますし、例えば現地調査というのをしっかりやったとしても、例えば1年の間に数週間とか1か月とか、乾季、雨季をやっても年に2回とかですし、たまたまその調査期間のうちに観測できない種なんか、特に重要な絶滅危惧種なんかがあったりもすることも多々あり得るわけですから、そういう意味では、影響評価、調査をする段階でも、不確実性がやはりどうしても残るということから考えて、より予防的、コンサバティブなアプローチをして、評価していくべきなんではないかという、そういう意図で書いております。

○作本委員 ありがとうございます。

○米田委員 よろしいですか。

○作本委員 今、ちょっと簡単に質問、今の日比委員からのご紹介、大変ためになりました。

一つ、やはりこの保護区を対象にした場合、保護区というのは、次の回でも出てくるんですが、自然保護だけではないんですよ。いわゆる文化財というんでしょうか、そういうのを保護したいときにもこの保護区という名称を使うと。内容的にはいろいろで、自然保護のみならず、いわゆる文化財保護にまで及んでしまうのが、この保護区であるというふうな解説がなされるわけですけども、そのような場合に、今の日比委員のような予防的アプローチのどこまで実際、見通しが可能というか、リスクまで及べて可能なのかということでは、なかなか難しいなという印象を持ちました。

どうもありがとうございます。

○日比委員 1点だけ補足させていただきますと、保護区についてはこの後も出てくる議論がありますが、私は今回これを取り組むに当たって、保護区と言った場合には、自然保護を目的とした保護区というのを前提として議論しております。だから、今のところでも保護区と申し上げたのは、自然を保護することを目標に設定されている保護区という意味合いで使っております。だから、

文化的な保護区は重要ではないという意味では全くなく、この自然、生態系の文脈からということだけ、ちょっと申しておきます。

○米田委員 ありがとうございます。

○作本委員 わかりました。

○米田委員 そこは、確かに今回、ちょっと皆さん、多分悩んだところかなという気はしていますが、それはちょっと後に置いて、時間があまりないので先へ行こうかなと思いますが、この今までの2番のところではかに何か重要な点でありますでしょうか。先へ行ってもよろしいでしょうか。

それでは、3番のmitigation hierarchyの話に移りたいと思います。

これは、ESS6で4つに分かれているというところで、私もうっかりしていて、今まで3つ、3段階だと思っていたんですが、実は、mitigationというのが3段目に一つ入っていて、4段階に分かれています。最後が生物多様性オフセットということになるので、この3番と4番が実は両方絡んでいるのかなと思うんですけども。

このESS6の定義、4段階に分かれているというこの定義が、それをそのままJICAのほうでも受け継いでいいんじゃないかというのが、私の意見であったり石田委員の意見であったりするんですが、それに対して、もう少し慎重に言葉の明確な位置づけだとか、あと、1番最初に出てくる回避の部分が、ESS6の中でもまず回避すべきと、そこで文章が切れていて、そういうふうに強調して書かれているということで、回避の重みを、まずJICAのほうでもそこを明記すべきだというような意見が、mitigation hierarchyに関して3つ出ているんですけども。

それと同じようなヒエラルキーを導入すべきかどうかということに関しては、4番目のオフセットがどうしても引っかかってくるということで、もちろんこれは最後の手段だということがESS6にも書かれていて、それを前提で導入してもいいというようなことが、米田とか石田委員とかはそういう意見なんです。

それに対して、もっと、これはそんな簡単な問題ではないと。もう少しいろいろ注意深く検討しなければいけないという意見が、鈴木委員とか林委員とか日比委員とかから出ているということで、これに対して、木口委員のほうは、はっきりとこれはまだ無理であると。能力的に無理だから、これを、生物多様性オフセットを入れることについては反対であるという意見が出ています。4.10辺りですかね。

そのほかにも、ちょっと具体的な技術な問題として、No net loss, net gainというところを、どういうふうに定義して、どういうふうに判断するんだということが、そういう質問も出ているというところになります。それが3番、4番の全体的な意見かなと思っているんですけども。

生物多様性オフセットを除く上の3つの段階というか、回避があって、最少化があって、その後に緩和という、mitigationというのが出てきて、このmitigationというのは、ちょっと確認するのを忘れたんですが、IFCのほうか何かでは、レストレーションという言葉が出てきていて、単に最少化するだけではなくて、それをまた正の方向に戻していくとか、それがmitigationなんだということが書かれていたかなと思っています。

mitigation、緩和という言葉が、広い意味で、これ、mitigation hierarchyで全体を指して言う場合と、それから、今のこの3段階目としてのmitigationという、狭い意味でのmitigationというのと、ど

うも二通りに使われているのかなという印象なんですけれども。

この生物多様性オフセットはちょっと置いといて、それまでの部分、今のJICAのガイドラインでも入ってはいるんですが、その3番目の段階があまり明確にはなっていないというところもあって、この部分について何か別のご意見とか反対意見とか、あるいは強調したい意見とか、ありますでしょうか。

多分、ここはそれでいいのかなと思っていて、その3段階目というか、狭い意味でのmitigationという部分を、もう少しJICAのほうも検討したほうがいいんじゃないかということでもいいのかなと思っています。

その後のオフセットのほうですが、オフセットに関して、これはやはりかなり慎重に取り組むほうがいいという意見が強いのかなという印象なんですけれども、ご発言ありますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 これは誰に聞くというか、JICAに聞くことにします。こんな大げさな話じゃなくて、事例分析が必要だというのは、結構、インドや東南アジアの仕事だと、何か開発したら、開発で木切ったら、その何倍かの木を植えればいいのかというのが、エクスキューズでやられる、地域外でやられることになって、いいですよという話になるケースがあるんですけれども。それは本数じゃなくてスペースだというのは、僕は前から言っているんですけども、どれだけ効果があったかとか、どれだけ生き残っているのかという分析をしたことはあるんでしょうかというのを、JICAにお伺いしたいと思っています。

○米田委員 ありがとうございます。その部分、回答表に回答のなかった部分ですね。

JICAのほうでお願いできますでしょうか。

○加藤 今おっしゃられたような、インドのように1本木を切って、その何倍かを植えるということについて、それが履行されていることを確認するところまでは、モニタリング段階でやっているかと思うのですが、それが果たしてその後生き残って、きちんと生育しているかということろまで、明確にフォローしている形跡が残っているものがあるかということ、そこまではフォローができていない可能性があると思っています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

それに関連して、日比委員の意見の中で、代替植林はオフセットではないという言葉があったと思うんですけれども、日比委員、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○日比委員 ここもまた言葉の定義という側面がなきにしもあらずなんですけれども、代替植林や代償植林がオフセットでないというのは、ちょっと言い過ぎかもしれないです。生物多様性オフセットに必ずしもなるかということ、多分そうではないだろう、あるいは、生物多様性オフセットというのは、代償植林よりもかなり幅広い内容を指すと。なので、代替植林だけをもってして、生物多様性オフセットですよと、あるいはオフセットしましたよということには、ならないだろうなという意味合いで書いています。

例えばですけど、道路拡幅工事事業のために元あった街路樹が切られたので、その分どこかに10倍の本数植えますよというのは、生物多様性オフセットというものからは、意味合いとしてはかけ離れたものになるかと思うんです。通常生物多様性オフセットというのは、じゃあ熱帯雨林のうちの

何haかが開発のために失われますと。じゃあそれに相当する生態系や生物多様性をどうしますかというのが、生物多様性オフセットだと思うんです。

なので、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、そもそも本数でまず単位として管理するというのは、生物多様性オフセットの考え方からすると、違ふと。もっと面的なものですし、さらに言えば、その面の中での質が重要になってくるのが、生物多様性のオフセットと言えます。

なので、これまで木の代償植林的な、何本切ったので何本、その10倍植えますというのとは、少し議論を分けたほうがいい。最終的には、オフセットの一環としてそういうのもあり得るというのは、整理としてはあるかなと思うんですけども、ここで、特にESS6なんかで言っている生物多様性オフセットというものは、これとは違ふというふうに考えるべきだと思って、そういう意見をさせていただきました。

以上です。

○米田委員 今の部分、私もまだ実はちゃんと理解してないんですけども。もともとあった生物多様性の保全上での機能というか、役割というか、それをほかで発揮していくというか、そういうことなのかなと思ったんですけども、そういう理解でいいんでしょうか。日比委員、どうですか。

○日比委員 基本的には、そういうことだというふうに私も理解しております。なので、多分、IFCなんかでの言葉で、like-for-likeという言い方をしているかと思うんですけども、元の生息地、生態系あるいは生物多様性がもたらしている機能や生物相に近いものを、少なくとも同様の規模感でほかで守る、あるいは再生、どっちかっていうと守るほうが強いと思うんですけども、それが生物多様性オフセットというふうに言われているんじゃないかなと思います。

○米田委員 ありがとうございます。

○加藤 オフセットについては、いろいろな地域によって、その考え方も異なっていると理解をしております。例えばオーストラリアなどですと、冒頭に鈴木委員がおっしゃられたようなスペースで、木がある地域と同等のスペースを同じような木の植林によって回復するという、かなり単純化したアプローチをオフセットとして捉えていたり、欧米では、日比委員がおっしゃられたような、全体としての生物多様性の価値を捉えて、それをオフセットと捉えるということもあるという理解をしております。その地域、国ごとに、オフセットに対する思想とか考え方を踏まえて、ここでのオフセットはこのように捉えるべきだと、その地域の考え方を反映すべきというように理解をしています。

アプローチによっては、このプロジェクト地域で失われたものと同等のものを近隣でということができない場合に、それから離れているけれども、ある自然保護区についての回復を支援することで、イコールではないんですけども、別途多様性が改善するということを、オフセットとして捉えているものもあるという理解をしています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

この辺のあたりは、林委員とか、何かご意見ございますか。

○林委員 私のほうでいっぱい意見をここで取り上げていただいているんですけど、オフセット自体に反対しているということではないんですけど。反対しているわけじゃないんです。オフセットの研究は結構、前やっていたことがあるので、使い方さえ間違わなければいいのかなという気はし

ていて、何が問題かという、オフセットをするからいいんじゃないのという議論が先に来てしまうというのが、1番意味がないというか、危険かなと思っていて、そうじゃなくて、今まで何もしなかったんだけど、やっぱり影響が残っているの、それをじゃあプラスアルファ、何かしようということで、オフセットが使われる、そういうことが多分、非常に1番大切だということなので、mitigation hierarchyのときでも、優先順位でまず回避というようなことを考えると。

あと、4.4でオフセットを考慮せずに影響評価が必要というのは、まずオフセットありきで考えなくて、一生懸命、影響評価をして、それでも残ったものは、オフセットがなければそのままいつていたんだけど、オフセットをやることで少し軽減されるとか、そういうような考え方に基づいて使われる。それであれば、今までに比べてはいい結果を生む部分があるのではないかとということで、4.4、4.5、4.6で言っているのは、その使い方に非常に注意していく必要があるんじゃないですかということなんです。

あとは、先ほど議論になっていた代償植林みたいな話ですけど、JICAの加藤さん、オーストラリアのほうを少しちょっと違うような理解をされているのかなと思ったんですけど、オーストラリアのほうというのは州別にいろんな方法があって、州によって違うんですけど、必ずしも木の本数でカウントしているのではなくて、森を構成しているいろんな要素を含めて評価をした上で、それと同じようなものを評価するという評価方法を入れているんです、オーストラリアの場合は。オーストラリアの場合といっても、ニューサウスウェールズとかヴィクトリアとか、あとクイーンズランドとか、その辺ですけど、そういう方法で評価をしているので。あと、もう一つは、同じものじゃないけど、別のもっと大切なものにお金を回すような仕組みというの、あることはあるんですけどね。

そういう方法論が幾つかあるということで、下のほうに評価方法という話が出てくるんですけど、まず何をもってどう評価するのかというのは、非常に大切なところなのかなと思っています。個人的にはそういう感想です。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○日比委員 今の林委員のご意見に私も全面的に賛成でして、特にやっぱりmitigation hierarchyとセットで、これは入れていかないと、記述の仕方も含めてですが、オフセットだけが一人歩きするようなことは、絶対に避けないといけないというのが、重要なポイントだと思います。それだけに、mitigation hierarchyというのは、その名のとおりヒエラルキーがあるので、明確な優先順位に従ってプロセスしていくというものになると思いますので、その1番最後にオフセットがあるというのを、明確にわかるようにしておかないと、ここのオフセットだけが一人歩きするというのは、これはもう過去のいろんなところの事例でもわかってきていることですから、ここは十分に明確にいかないと。

それから、私も特にオフセット、駄目だという意見ではないんですけども、課題が多いのもやはり事実だということで、非常に慎重に検討すべきだろうというふうには思っております。最近、特にIFCって、やっぱりこのオフセットには、かなりこれまで時間と労力をつぎ込んで、オフセットについて研究、あるいはパイロットも含めてやってきているという、そこも含めて、IFCのガイ

ドラインなり世銀のほうに入ってきているという理解をしておかないと、じゃあオフセットやりましょうって言って、すぐにできるものではないというのは、やはり念頭に置いておく必要があるかと思えます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

JICAのほうの回答のどこかにありましたけど、オフセットをするのは、影響が残る、いろいろやったけれども残る場合ということも明示すべきかどうか、検討中みたいなことが書かれていましたけど、林委員のお話でも、やっぱりそこが必要なのかなという気はしました。

それで、木口委員のほうで、無理なんじゃないかという意見があるんですけど、そこを少し説明していただけますでしょうか。

○木口委員 ありがとうございます。

皆様、ご意見ごもっともですし、私もオフセットのような、今、林委員がご説明いただいたような中でのオフセットは、もちろん価値がある考え方だと思うのですが、一方で、やはり受け手側の支援対象国のほうがどういう状況かというのを考えると、文言がどう取られるかですとか、それから、実施の中でどのように問題が発生するかという方向から逆算していくと、非常に安易に使われてしまう可能性ですとか、あと、外交上に意味があるようなプロジェクトみたいなものが発生した場合に、非常に環境影響が大きいという話になっても、オフセットができるんだ、と流れていかなのかなというのを、非常に心配しております。

あと、また現地のほうで、カテゴリAのような大きなプロジェクトをJICAがやるような国々では、そもそも生態系を研究していらっしゃる方とか、生物学者の方とか、第三者の、そもそも実施にアドバイスをされる方とか、第三者的にその場所を見ているような方たちというのは少ないと思えますので、非常にリスクが高いというふうに考えております。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○木口委員 すみません、もう1点。先ほど、加藤さんのお話で懸念もあったかと思うんですけども、JICAのモニタリング期間を超えて、いろいろな影響とかいろんなことが起きる可能性は非常に高いので、この現状の中でオフセットのようなものが導入された場合、別建てで環境保全のプロジェクトみたいなものを立てれば別ですが、そうでないと、なかなかモニタリングのシステムの中でこれをフォローしていくのが、難しいのではないかなという懸念も持っております。

すみません。以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○日比委員 すみません、ちょっと一つさっき言い忘れた点があったんですけども、よろしいでしょうか。

mitigation hierarchyが重要だというお話は、ほかの委員からも出ているんですけども、当然そこが重要だと思います。特に、これを、オフセットを仮に導入していくというのであれば、ヒエラルキーの高いほう、回避、最少化の辺りをどれだけ堅牢にできるかというのがあって、初めてこれが導入の議論になってくるんだらうなど。

それでいくと、今回の、この後、生息地区分とか保護区の議論になってくるかと思うんですけど、

少なくとも私が受けた印象を見た限りでは、そのヒエラルキーの上位のところ、強化されるような方向性であるのかなという、どこかで強化されていますというふうにご回答をいただいていたんですけど、私にはそう思えなくて、むしろ少し弱まっている、あるいは弱まっている可能性があるんじゃないかと。その中でオフセットをとというのは、必ずしも同意できないというふうに思っております。

以上です。

○米田委員 オフセットについては、JICAのほうのご回答としては、慎重に検討してということだと思っておりますが、JICAのほうで何かさらに意見をいただきたい部分とか、ありますでしょうか。

○加藤 オフセットのところは、今いただいたご意見を通して、アプローチとして非常にきちんとやっていかないといけないところを、よく理解をいたしました。あわせて、実際にオフセットをやっていくときに、net lossがないとか、net gainがこれで出たところを、定量的に評価をし、証明していくところが、実務的には非常に課題があるなと思っておりまして、先ほどの議論に出たような、生物多様性の全体の枠組みの質が上がっているということを証明していくときに、どのようなアプローチを取っていくべきか、一つは、代表的な種に絞って、それをモニタリングしていくことで、それが上がったということをもって、全体の質が上がっているということで整理ができるかとか、そういったところは、手法のところをぜひアドバイスをいただきたいなと思っております。

以上です。

○日比委員 今の点で1点だけよろしいでしょうか。

何か数値的な指標を持って評価・管理できれば、1番理想的だろうなというふうには思うんですけども、実際にはそれ、多分かなり難しく、あと、IFCなんかのオフセット、あるいは民間で特に進めているBBOP、Business and Biodiversity Offset Programなんかの考え方でも、幾つかの指標を当然使いながら評価・管理はするんですけども、最終的にそれが、要はnet gainあるいはnet zeroを達しているかどうかというのは、指標で判断するのではなくて、ステークホルダーによる合意形成という形を取っていると思うんです。だから、その部分も非常によく調査して、検討していくことが望ましいかと思えます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかにどなたかありますでしょうか。

それでは、次の……

○林委員 すみません、一言いいですか。

○米田委員 はい。林委員ですね。

○林委員 私のコメントの52番なんですけど、ちょっと私がきちっと理解したら、ざっと読んだだけなので、ESS6なんですけど、もしかしたら勘違いしているかもしれないんですが。生息地区区分として、Modified Habitat、Natural Habitat、Critical Habitatと幾つか分けているんですけど、このESS6ではオフセットの対象をメインに考えているのは、Natural Habitatを対象にESS6では考えているのかなというふうに、ほかのところ、Modifiedとかそういうところは、やってもいいよ的なことが書いてあるんだと思うんですけど、主なメインターゲットは、このエリアというふうにちょ

っと見たんですけど、それで間違いがないのかなということ、もしあれば、ちゃんとmitigation hierarchyとかを上手くきちっと考慮していけば、可能性はあるのかなというのは一つ思っています。

なので、その他、これが保護区とか、そういったところを前提に使うということを中心に考えているというような形じゃない、というような印象があったので、もし私の理解が間違っていたら、ちょっと教えていただければなと思います。

以上です。

○米田委員 今のご質問にどなたか回答できますでしょうか。JICAのほうの理解はいかがでしょうか。

○加藤 今のご理解に加えて、私も確認をしたいと思っているのが、自然生息地の次に重要な生息地で事業を実施する要件が書いてあって、その中の(f)に日本語で言えば「生物多様性のnet gain達成に必要なmitigation hierarchyが検討されている場合」と記載されています。この点について、mitigation hierarchyが最後の手段のオフセットのところを含まないとすると、オフセットなしにそれだけでnet gainを達成する努力をすると考えられるのかなと思っています。ただ、オフセットの記述が、さらにそれを行っても影響が残存する場合にオフセットを使うというのが、別の項目に書いてあるところを見ると、どのように考えるのかなというのは、皆様のご意見をお伺いしたいところです。

○日比委員 こここのところ、その解釈、私、明確な答えを持っているわけではないんですけども、ESS6が提案されたときに、国際的にNGOとか研究者なんかいろいろパブコメを出していた中では、そこが一つの議論にはなっていました。明確でない。つまり、特にCritical Habitatにおいて、オフセットを良しとしているのかどうかというのがいまいまいち明確でなくて、解釈としたら、オフセットするのであればいいよと、Critical Habitatにおいての事業も許容されるというふうに読めるので、これはダイリューションになるので、駄目だという意見が出ていたかと思います。参考までです。

○米田委員 ありがとうございます。

ちょっと話が先に踏み込んでしまっているなという印象があるんですけども。そうしましたら、ちょっと今の話、これははっきりとした、これが正解ですということをおっしゃれる方は多分ないのかなと思うんですけども、ここにはですね。先の生息地区分の話のほうに行こうかなと思います。

それで、5番のほうで生息地区分の話に入るわけなんですけど、今も出てました生息地を改変された生息地と自然の生息地に分けて、それによって対応が違ってくるといようなアプローチの仕方といいますか、これが論点の1になるんですかね。もともとの、包括的ワーキングの論点の1のところ、生息地区分と、保護区の定義はちょっと後ろへ置いておきますけど、そこで生息地区分に基づくリスク管理手法の導入の要否、あと導入する場合の留意点というのが論点の7.1としてあるんですけども、その話に行こうかなと、進むのかなと思っています。

出てきた意見として、単純に生息地区分をここにあるような区分にして、それによって対応を考えるというのでいいんじゃないかというような意見が、4~5人、源氏田委員、谷本委員、寺原委員、林委員、米田の5人から出ていたかなと思います。どちらかというと、それに対して、これをやるには地図情報がなければ生息地を区分することはできないじゃないかと、そういうデータが

あるのかという疑問が鈴木委員から出ていたと。

あと、実際にやることを考えてみると、この改変された生息地とそうでない自然の生息地の区分に分けるということは、これはデータがない、地図情報がないとか、基礎情報がないということとも絡んでくるわけなんですけど、そういうものの区別が実際には難しいだろうというのが寺原委員とか林委員から出ていて、米田も同じようなことを言っているんですけど、米田は、重要な生息地も多分難しいだろうなと。実際にやるとなると、どこからどこまでをというようなことを決めるのが難しいだろうなと思っています。

この生息地区分について、私、米田の理解では、ESS6に書かれていることは、さっきもちょっと言いましたけど、多分、地球上の表面のほとんどが全て何らかの生息地であって、それを改変されたものと、自然のままに残っているものとに区分すると。これはガイダンスノートに書いてあるんですけど、そのどちらにも重要な生息地というのはいり得るとというのが、ESS6の言っていることかなと思っています。

JICAのご回答ではそういう理解ではないということなんですけれども、米田はそういうふう読んで理解したんですけれども、そこをまず、つまり生息地を三つに分けるというんじゃなくて、二つに分けて、そのどちらにも重要な生息地というのはいり得るとのことだと思ってるんですけど、ちょっとそこをJICAに確認してもよろしいでしょうか。

○加藤 私どもとしてはそこまでの深い理解をしていなかったということが現実かと思いますが、改変された生息地で、農地とかが想定されたときに、なかなかそこに重要な絶滅危惧種等の生息があるということが、考えにくいかなと思っておりました。しかしながら、確かにおっしゃられるとおりに、里山のようなところで重要な絶滅危惧種の生息があるケースもあるかなと、今のご指摘を受けて思っておりますが、いかがでしょうか。

○米田委員 その部分ですね。改変された生息地でも重要なところがあるということは、この5.5のところのコメントで3名の委員から、石田委員、木口委員、源氏田委員からも、こういう考え方を入れることがいいんじゃないかというご意見が出ています。

先ほどもちょっと言いましたけど、ガイダンスノートの14.1に明記されています。ガイダンスノートは今回、参照しなかったというご回答もどこかに書いてありましたけど、一応それはあるので、JICAのほうも確認していただければと思います。

それから、5.6ですけども、改変された生息地という考え方をを使うのであれば、さらにそれを復元していくと、さらにいいほうへ持っていくというようなことも考えるべきだというご意見が、鈴木委員から出ています。

それから、5.7と5.8は自然生息地、Natural Habitatのほうですけども、これについては、作本委員の87番のご意見のポイントが、回答表のほうでJICAのご回答と少し視点がずれているかなと思ったんですけども、私はこの作本委員の87番の意見は、自然生息地では、これこれ以外は事業を実施しないという、そういう文章であるということがESSには書かれているんだと。それに対しての日本語のほうが違うんじゃないかというご意見だと思ったんですけど、そういう理解でよかったですでしょうか、作本委員。

○作本委員 ありがとうございます。

今、米田主査がおっしゃるとおり、ESSの読む箇所を違えると、義務的なのか、命令的な内容な

のか、あるいは、保護地を避けさえすればいいのかと、あるいは、保護地でも可能ならば、相手の政府が、法律がどうあれ、政府がYesと言えればやってもいいのかという、いろんなように読み取れるような箇所があちこちに見られるというふうな気がいたしております。そういう意味では、今の87に対しての箇所を私ももう1回、今ここでESS自体を読み直せませんけれども、どうも世銀のほうでもまとまってないんじゃないかという気がしてしょうがありません。

以上です。

○米田委員 自然の生息地に関しては、このESSのparaの22というところでは、確かに実施しないということが書いてあって、unlessなんかかんとかというふうが続いているので、この作本委員のご意見が正しいのかなと思います。

それから、重要な生息地でない生息地でも、mitigation hierarchyを厳格に適用すべきというのは、日比委員からもいただいている意見です。

5.9と5.10が重要な生息地の定義に関するご意見で、これが、重要な生息地の定義が、事前配付資料のほうに書かれていないということなんですね。事前配付資料では、改変された生息地と自然生息地の定義を書いてあって、ESS6のほうでは重要な生息地の定義がパラグラフ一つ使って書かれているんですけど、それが書いてなくて。別途皆様にもお送りしているんですけど、JICAのFAQの中で、前にガイドラインの運用見直しのワーキングをやったときに議論してまとめた重要な生息地の定義というのが、FAQに出ているということで。そこで、源氏田委員からも質問がありましたけど、違いがあるのかというところで、それほど大きな違いはないけれども、絶滅危惧種の対象とするランクであったりとか、あと、IFCのほうで使っている進化のプロセスみたいなところの言葉が、今回のESS6では別の表現になっていると。Ecological functionとか、そういう表現に変わっているというような違いがあるけれども、基本的にはあんまり変わらないというところです。

この重要な生息地の定義を、ESS6の定義を使えばいいんじゃないかというのが石田委員、米田の意見で、日比委員はどうなっているのかというご質問かなと思うんですけど、その辺りが少しJICAの事前配付資料でははっきりしなかったというところです。

5.11から5.18までは、重要な生息地で事業を実施するときの条件ということになります。それに対していろんな意見あるいはご質問が出ているという形になっています。

それで、まず生息地区分自体に、定義を含めて、改変された生息地、自然の生息地、多分その両方に重なる可能性のある重要な生息地という区分について、何かご意見ありますでしょうか。重要な生息地の定義を、前に多分、そうかなと思いましたが、前のワーキングのときにも、なるべく、予防的アプローチではないけれども、そういう意味でJICAの定義のほう広いのかなという気はしますが。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 今まさに米田主査がおっしゃったように、JICAのFAQで出ている定義とESS6の定義って、基本的に非常に近いんですけど、おっしゃったように、絶滅危惧種のクライテリア、どこまで含めるかという点では、JICAのほうより幅広く、つまり配慮としては厳しく捉えているので、予防的原則ということからいけば、JICAのFAQのほう自然保護の観点からは望ましいというふうに考えます。

それが、実際それはどうなのかというお話があったんです。これも私が普段もよく言っているん

ですけど、KBA、重要生物多様性地域というのは、基本的に絶滅危惧種の生息地をマッピングしているものになって、それは国際的に共有されるデータベース、これはIUCNとあとUNEPのWCMCなんかが共同でつくったものを、どこだったか、研究機関が運営しているものですけども……

○米田委員 バードライフですね。

○日比委員 ああそうですね。が今、そのデータベース自体、KBAのデータベースはちょっとバードライフじゃなかったと思うんですが、バードライフはIBAのデータを管理して、それがこのKBAに入っていると思うんですけども。

○米田委員 データベースのウェブで公開しているのの管理は、バードライフがやっているようです。

○日比委員 ああ、そうでしたか。IBATのシステムなんですけれども。

このシステムは、KBA、IBAもそうですし、あとは保護区についても、かなり国レベルだけでなく、自治体レベルとか民間レベルの保護区までも含めて入っていて、全て同じような質でカバーできているかどうかというのは、必ずしも言えないですけども、かなりの精度を持ってカバーしているので、かなりの範囲で実務上必要な生息地、特に重要な生息地の区分というのは、わかるというふうに言ってもいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

そうすると、多分、KBAのいろんなクライテリアで選んでいるのに比べると、今のJICAのFAQのほうが広がってくるのかなという気はしているんですけども。それはいいとしてというか、それはそれでまたその場で考えるのかもしれないんですが、事業ごとに多分、重要な生息地というのを判断していくことになるのかなと思います。

改変された生息地としての生息地の区別が難しいという辺りは、何かご意見ありますか。

私、すぐに自分の意見を言ってしまうてはいけないんですけど、私の理解では、Natural Habitatというのは、かなり本当に原生的なというか、かなり人間の影響のない部分のみを指しているのかなという気がして、それが先ほどの作本委員の意見にもありましたけど、元のパラグラフで、そこでは、Natural Habitatでは事業を実施しないと。で、unless何たらかたらという、そういう表現になっているのかなと思っているんですけども。

何かご意見ありますでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、米田主査がおっしゃったとおり、自然生息地でnet loss、net gainまで考えるような、こういうような考え方の枠組みで、もっと厳しい、大事にしたいと考えるのは③番の重要生息地だと、私自身は分類上考えられていたと思うんです。ですが、今のこの配付資料の2番、3番でESS6の内容を紹介しておりますけれども、③番の1番重要な生息地という内容では、1番から7番までの全ての条件をクリアしろということは前提になっていますけれども、例えばその中の5番なんかを見ますと、大幅な劣化、改変を伴わなければ、この重要な生息地においても事業を展開して構わないんだというふうなことも書かれているわけです。仮にそうならば、この2番と3番の違いはどこにあるのかと。2番のnet loss、net何とかよりももっと厳しい条件を期待したものが重要な生息地だと、必ずしも言えないんじゃないかというふうな印象を持ったんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

いかがでしょうか、意見ございますでしょうか。

項目、重要な生息地において事業を実施する条件というのが、事前配付資料の3ページに7つ挙がっていると。ESS6だとパラグラフの24というところで7つ挙がっているんですけども、その項目の数でいえば、自然な生息地で実施する場合に比べるとすごく項目の数が多くて、それだけ条件は厳しいように見えるんですが、実質的にそれほど違いはないんじゃないかというご意見だと思うんですけども。違いはないというか、重要な生息地のほうが厳しいと、必ずしも言えないんじゃないかということかと思うんですが。

どうぞ。

○石田委員 すみません、一つだけ質問に近い形なんですけど、次のpara、ESS6のpara24にも、No other viable alternatives within the region existってなっていて、JICAのほうでも1が実行可能な代替案がほかにない場合と。これがいつも非常にトリッキーだなと思っているんです。

最近でもありましたけども、どこだったか、多分、東南アジアだったと思います。川のところに橋をかけるときに、そこを通さないと、もう上流にかなり遡って道路を造らなきゃいけないから、コストが膨大になって大変だという話をされているんです。でも、すぐそばにKBA、IBAがあるんですよ。だから、そういう場合は、いつも生物生息地側が犠牲になって、モニタリングで見えていきましょうねという話になるんです。なので、この1は本当に危険だなと思って、いつも見えています。所感です。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○鈴木委員 JICAの人に聞きたいんだけど、今回、この中で重要な生息地という、それを判断するのは、事業者ですよ、この場合。それで、事業者あるいは事業者が雇ったコンサルタントの提言みたいな形だけでも、これ、話はぐちゃぐちゃになっちゃうかもしれない、保護区とかっていうのは、誰かほかの人が時間かけて決めた要件があるわけで、事業者が重要な生息地っていう判断を、あんまりなるべくしたくない人がやるというのは、どんなもんですかねというのは、自分は感じているんですけども、そこは問題ないんですかというのを伺いたい。

○米田委員 JICAのほうでご回答をいただけますか。

○加藤 重要な自然生息地の判断と保護区の判断は別々に行っていて、保護区は、そういった法令等で定められた地域として明確に区別し得るところですので、それに従って判断をして、原則、保護区外で行う、もしくは保護区の中でやる場合にも、条件を満たした内容になっているかを確認するという形のアプローチを取っています。

一方で、重要な生息地については、保護区と重なっているケースも非常に多いと思うんですけども、重要な生物、絶滅危惧種等に焦点を当てて、重要な生息地であるかどうかというのを判断して参ります。それにあたっては実施機関とJICAとの間での合意形成を図りますけれども、常に実施機関がここを重要な生息地として判断しません、従ってJICAもそうではないと判断しますということではなく、助言委員会でもご指摘を受けながら、雨季と乾季での調査をしたりとか、また、現地のステークホルダーや現地の専門家、住民からの意見を聞くとか、そういった形で、文献調査、先ほ

ど議論に出たIBATの情報から始まって、文献調査と専門家の意見、現地の方々の意見と雨季・乾季の調査みたいなものを積み上げて、重要な生息地かどうかを判断をしています。メインの判断根拠としては、協力準備調査などのコンサルタントが判断をしている内容を受けて、助言委員会にも上げて、判断をしているという形になるかと思えます。

以上です。

○米田委員 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 わかりました。性善説でやっているんだなという感想はありますけれども。

○米田委員 それで、重要な生息地の定義については、先ほどの日比委員から、JICAのFAQのほうが予防原則にのっとっているという話がありましたが、ほかに重要な生息地の定義そのものについて何かご意見ありますか。

○作本委員 ありがとうございます。

やはりちょっと私も冒頭のほうにお話ししたことなんですが、この生息地を分類するということと、保護区をどこに収めてこれを位置づけるかという関連が、ほとんど見られないんですよ。我々は保護区という地域として、生物多様性等を保護しなきゃいけないという立場に置かれているわけでありまして、この生息地を3つに分類するということの意味は、我々が具体的に保護区を設定して、保護区に対して周辺等で事業展開を行う場合、どういう関わりを持つものなのかという、その辺りがどうも二つの間の関係としてわからないんです。もしどなたかわかりやすく説明していただける方がおられたら、ありがたいんですが。

以上です。

○米田委員 私の理解では、先ほども言いましたが、地球上の表面は全て生息地であるというふうになれば、事業対象地の中に改変された生息地と、もしかすると自然の生息地があるかもしれないという考え方になるのかなと思うんですが。

○作本委員 ありがとうございます。繰り返し、すみません。

今おっしゃるとおりで、例えば生態系サービスとかいわゆる生物多様性とかを考えると、いろんな場所に生息地の概念が当たってしまうのではないかな、該当してしまうのではないかと思われるんです。我々、事業を実施しようとするとき、この3つの分類とはまた別に、保護区に当たるかどうかという、ある意味ではわかりやすいんですけれども、一部だけを参照したような基準というか、条件を当てはめざるを得ないと。この間の関係はどういうことになるんでしょうか。

というのは、世銀が、先ほどちょっと申し上げましたけれども、いわゆる影響だけじゃなくて、予防的立場もありますでしょうけれども、将来のリスクまで考えると、この保護区だけを対象にすれば十分なのかどうかという、保護区に踏み入らなければ大丈夫なのかという、やっぱり大きな不安を感じるわけがあります。そういうふうなところの何か調和方法というか、考え方をもし整理できればありがたいと思うんですが。

以上です。

○米田委員 それであるからこそ、保護区でないところも改変された生息地であったり自然の生息地があって、そこに対して影響を回避していったりとかするという考え方が書かれているのだと思うんですが。

○作本委員 調査の段階あるいは評価の段階で、そのように調べるのは結構なんですけども、かと

いって事業の実施自体には全く関わらないで、何らかの緩和策を講じれば十分なのかどうかというところになってくると、大きく枝分かれしていくのではないかと思います。その辺りで、何のためにこの生息地を3つに分類されたのかどうか。保護区は、今、米田主査がおっしゃるように、違う考え方であると、立場が違うんだというふうなことにもしなった場合に、何のためにこの生息地を3つに分けたのかという気がしてならないんでありますけども。生息地であっても例えば保護区ではない、保護区であっても生息地ではないという、そういう場合も出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○日比委員 すみません、これ、参考情報までなんですけど、今の作本委員のおっしゃった点ですが、まさにごもっともだと思うんですけども、このKBAの分析では、いわゆるIUCNのレッドリスト中の絶滅危惧種の生息地と、JICAの重要な生息地に定義される地域は、ざっくりいうとほぼ重なる、それよりももう少し実際には狭いと思うんですけども、ほぼ重なるんですけども。このKBAのうち、何らかの法的な保護の管理下にある地域というのは、全体の5割強ぐらいというふうに言われています。ですので、4割から5割の間ぐらいの重要な生態系というのは、何の保護の対象にもなっていないというのが、世界的な分析としてはわかっています。

だから、そういう意味では、今回、生息地区分を入れて、これまでではどっちかっていうと、保護区はとにかく事業をしませんけど、重要な生息地はこれこれこれの条件があれば事業ができますというのが、ガイドラインだったと思うんですけども、保護区だからといって、全く事業をしちゃいけないというのは、必ずしも合理的ではないというのは、一理あると思うんです。ただ、その代わり、重要な生息地をより重視して、そこは絶対守っていくんだというような変更になっていくのであれば、よりセーフガードの水準としては高まっていくんだろうというふうに考えています。

ただ、これはまた後にも出てくるかと思うんですけども、それによって、世銀のESS6、あるいは今回の事前の資料から読み取る限りでは、必ずしもセーフガードの基準としてより厳しくなっているかという、そうではないのかな。これは、重要な生息地も事業をしちゃいけないという、これまでの、保護区もFAQの段階で、結局、事業をしてもいい条件というのが導入されたわけですけども、実施はいけないというno-goゾーンというのがないという点では、少し弱まるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○米田委員 今、日比委員が言われたところというのが、今回のJICAのほうの論点7.2という部分だと思うんですけども。もうちょっとそこにも入ってきているので、あれですけども。

その7.2というのは、今までの保護区では絶対に事業をしないという、その原則をやめて、重要な生息地では事業をしないに事業をする条件をつけるという、そういうやり方に、今までも、保護区では事業をしないで、その事業ができる条件というのがあったわけですが、それを重要な生息地のほうに変えるという、そこが、それをESS6に沿って、そういうふうな形に変えるべきかどうかというのが、論点の7.2のほうになってくるわけなんですよね。

なので、作本委員の質問の回答になるかどうかはわからないんですけど、私は、生息地という言葉よりは、自然環境とかそっちの言葉を使いたいというのが本音なんですけども、その質とか価値、ESS6では盛んにバリューという言葉が使われていますけれども、価値であるとか、そういうものを判断して、そこを守るように変えるという発想で、そういう生息地区分というのが出てき

たのかなと思うんですけれども。

作本委員の質問の回答になっていますか。なってないでしょうか。

○作本委員 主査、ご迷惑かけて、すみません。本当、ありがとうございます。いろいろ脇から質問した結果、ご迷惑かけているかもしれないんですけど。

ただ、やはり私は、生息地のこの区分を入れることに反対じゃないんです。むしろ、保護区よりはもっと保護対象が拡大できるんで、結果的には賛成なんです。だけれども、この保護区と生息地がダブった場合、あるいは、生息地として同じ周辺地域を区分できるのかどうか、区分した場合には、明確な対応方法はここには載っておりますけども、保護区と同じような、白黒のような形でない別の方法での対応をやはりつなげておかないと、生息地域の重要性に基づく分類方法というんですか、これだけでは本来の意義を果たせないんじゃないかというふうに思っております。皆さんの生息地を設けたいという、設けるべきだ、私も大賛成であります。

以上です。

○石田委員 今の点に関連して1点だけよろしいでしょうか。なるべく短く言いますけども。

保護区は政治的に決められるじゃないですか。もちろん、生態的なことも考慮されていますけども、政治的に、それから、国が例えば弱いときに、USAとかが援助をして、保護区の指導をして、決めてしまうということもあって、純粋に生物学的・生態学的に決められているわけじゃないので。だから、保護区と生息地というのは、対立するものではないけれども、お互い侵食し合うものなんですよね。そうして生息地が保護区の中に入って決まって、この保護区の中で、JICAの6つの条件を満たして事業が始まるとなると、生息地の一部が侵食されるということになると、特定の種のバイオマスが減るであろうし、それによって将来的には自然環境の自然の持続可能な在り方が損なわれるということもあるのです。

だから、やっぱりそこで重要になってくるのは、保護区は保護区であるということを明らかにして、かつ、生息地に何がいて、どういうバリエーションがあって、どれだけのポテンシャルを秘めているかということ調査で明らかにして、代替案で決定すると。その代替案では、やっぱり人々の参加が非常に大きな意味を持つと思うので、そういう形で決まってくるんじゃないのかなというのがまず第1点です。

それから、二つ目、世銀のpara19から20にもしっかり今回書かれているんですけども、改変された生息地の意義は、やっぱり普通に考えると、とても大きいわけです。米田委員も先ほどからおっしゃられておるように、改変されたといっても、やっぱりそこに例えばお花畑になって、ミツバチがお花の花粉を吸いにくることもあるし、いろんな意味で重要な生息地とか自然生息地の生物は使っているんですよ、だから改変された生息地というのは。そういう意味では、改変された生息地というのは、とても意義のある定義なので、これはガイドラインでもしっかり認識しておいたほうがいいのではないのかなというふうに思います。

あと、プロジェクトは、今、せいぜい5年から10年まではどうするかという話なんですよね。インフラを造って、そこで経済的・社会的な利益を得ようと。ただ、自然のほうは、次世代まで残すということを見ると、もう少し長いスパンで見なきゃいけないので、そうすると、生息地区分という考え方は、短い、短期の利益を得ることに対しての長期的な盾になるというか、ブロックになるという考え方もありますよね。

ということで、それはやはり二つの定義をはっきりさせておいて、実際の調査で議論を戦わせて決めていくということになるんじゃないかというふうに思います。まだまだ長くなりますけども、私自身は生息地の導入にはとても賛成しています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 石田委員にちょっと聞きたいんですけども、私は、生息地の区分と保護区の区分はレイヤーが違うんじゃないかと考えていたんですけども、そこはその理解は間違っているんですかね。

以上です。

○石田委員 すみません、レイヤーが違うというのは、どういう意味なんでしょうか。よくわからないので、教えてください。

○鈴木委員 地図の上に生息地区分をするわけだけども、その地図の別のこととして、その3区分と別のこととして、保護区というのは自分たちが使っている地図に載せられるものじゃないかというふうに考えたんですけども。

以上です。

○米田委員 GISのイメージですかね。GISのレイヤーが違うようなイメージでしょうかね。

石田委員。

○石田委員 鈴木委員のおっしゃること、わかりました。特に何か異論があるわけではありません。

○鈴木委員 ありがとうございます。GISみたいな考え方ですね。

○米田委員 寺原委員。

○寺原委員 私も総論としては、生息地区分、導入することに賛成なんですけども、一つは、よくわからないのは、ちょっと戻っちゃう話でもあるんですけども、生息地区分で1、2、3というのは、別にヒエラルキーを表しているのではなくて、地球上の生息地を3つのゾーンに分けているということですよね。その1と2は、強いて言えば、客観的に意義は書いてあるんですけども、重要かどうかというのはある意思判断が入っちゃうので、非常にカテゴリとしては違うと思うんです。

それでも一応、3つに分けちゃう。地球を地上というか、自然生息地を3つのカテゴリに分けるとするのが生息地区で、次の保護区というのは、今おっしゃられたように、GISの違うレイヤーで、ここは保護区ですよということで、丸で囲むとか線切りして、それがどういうふうな重なりになっているかというのは、例が非常にないのでわかりづらかったんです、ESS。

ですから、改変された生息地であっても保護区はあるだろうし、自然生息地であっても重要な生息地でない部分というのがあるはずですから、もちろんそこにも保護区があるということで、議論としては、最後に、生息地区分の重要な生息地においてはというのがあるので、そもそも改変された生息地の中であっても、重要な生息地というのがあるのかどうか。本来はこれ、3つに分けている、ですから排他的な関係になってきます。改変された生息地というのは、全部重要な生息地ではないというふうなカテゴリになっちゃいますよね。ここが非常にちょっと私としてもわかりにくかったと思っています。

以上です。

○米田委員 今のお話は、私の理解では、先ほどから言ってますけれども、3つに分けるのではな

くて、二つに分けるのであると。改変されたものと自然なものがあると、その中に重要な生息地というのがあるだろうと。だから、両方に重要な生息地というのがあり得るんだという、そういう理解で私はいます。ガイダンスノートに書かれていることも、そういうことだというふうに理解しています。

先ほど石田委員が言われたような花粉だとかを運ぶとか、そういう話というのは、ガイダンスノートの中に確か例として書かれていたと思うんですけども、改変された生息地の中にも重要な生息地はあり得ると。保護区については、皆さんがおっしゃっているように全く別のものであって、保護区は保護区として別の線が存在していると。保護区の中に、改変された生息地もあれば、自然な生息地もあり得る。今、日本の国立公園なんかでいえば、1番大事なところ、特別保護地区、そういうところは、重要な生息地に当たるようなところが、1番重要な場所として線が引かれているというような、そういう形になるだろうなというふうに理解していますが、いかがでしょうか。

○日比委員 まさに非常に明解に今、主査からご説明いただいたと思います。私も、改変された生息地の中にも重要な生息地というものは、あり得るというふうに思っておりますし、ESS6においても、そこまで明確に書いていたかどうかですけども、Natural Habitatの中の重要なものを指すということはどこにも書いてないので、そういう意味では、Modified Habitatで、Critical Habitatというのは、成り立つだろうと。

わかりやすい例を参考までにご紹介しますと、例えばマダガスカルにおける重要な種の、絶滅危惧種の生態系を考えた場合、あそこはかなり外来種であるユーカリの導入が進んでいて、もともとの原生植生の面積というのはもう1割以下まで減ってしまっていて、しかもその大部分にユーカリが侵食してしまっているんですけども、キツネザルなんかのマダガスカルにしか生息していない固有の絶滅危惧種というのは、そのユーカリ種を含めた森に生息していると。なので、ユーカリというのは、改変された生息地になると思うんですけども、極めて重要な生息地として、マダガスカルではおおむね保護対象になっているんですけども、なってないところも含めて、非常に重要な生息地として認識されているということは、言えるかと思います。ご参考までです。

○米田委員 ありがとうございます。

発言希望に対してごめんなさい、一つだけ。改変された生息地、自然生息地、どちらについても重要な生息地があり得るということは、本文のほうにはないんですが、ガイダンスノートの14.1に、Both natural and modified habitats can be classified as a critical habitatというふうに明確に書かれているので、これはそういう考え方でいいんだというふうに思っています。

源氏田委員、どうぞ。

○源氏田委員 まさに私が今言おうとしたところなので、主査がおっしゃるとおりです。ガイダンスノートの14.1に書いてありますというのを、指摘をしようと思っただけです。すみません。

○米田委員 ありがとうございます。

そういうところで、ちょっとここいらで休憩を入れたいんですが、もう次の保護区の話もだいふ出てきていますので、1度ちょっと5分ほど休憩を入れましょうか。

○加藤 その前に一点だけ、自然生息地についてよろしいでしょうか。

皆様のご意見をちょっとお伺いしたいのですが、重要な自然生息地をアイデンティファイするアプローチというのは、イメージがしやすいんですけども、このNatural Habitat、自然生息地を

改変された生息地との間で区別するところを、かなりリスク評価の上流の最初の部分でやる場合に、どれだけそういう情報を入手できるかというところが、JICAとしては不安を持っておるんですけども、良いアプローチというのは何かあるものでしょうか。

以上です。

○米田委員 どなたかご提案、ご意見ありますでしょうか。

○日比委員 これといったわかりやすいものはなかなかないかなと思うんですけども、私どもなんかは、入手可能な場合には例えば土地利用図のようなものを、まずそういうものを探して参考にするというのは、あるかなと思います。ただ、特に途上国においてそれがどこまで現実を反映しているかというのは、全く別の議論になるかと思えますけれども。

○米田委員 ほかにありますでしょうか。

はいどうぞ。

○寺原委員 これは私のほうからの質問のとおりなんですけど、改変されたというのが、人間の手が入ってあるということですよ。これは、だから、10年前なのか100年前なのか、1,000年前なのかという禅問答になっちゃいますので、本当に自然の生息地というのが、人間の手の入っていない、または人間が改変していないというのが、歴史的に見て判断できるかどうかって、非常に難しいんじゃないかなと思っています。

以上です。

○米田委員 はいどうぞ。

○林委員 私も同じ5.3で、非常に重要なポイントだなと思ってつつ、難しいなと思っていて、改変されたということで、時間の問題も当然、今おっしゃられたようにありますし、あと、自然に戻すようなこともやるじゃないですか、人間は。そういったものといったものは、全部改変されたほうに入っちゃうのか。どこまでが改変されたもので、どこまでが全く有史以来、手をつけてないとか、そんなようなレベルのことを言っているんじゃないんじゃないかとは思って、考えていたんですけど。

この辺の理解が恐らく今後考えるときに、多分また人によって定義が違うという話なんですけど、非常に重要なところなのかなと思っていて、僕、もうちょっと、本当に人間が手を入れてないとかといったら、日本なんてあんまりないという、そういうレベルのものが自然生息地と言っているのか、もう少し、人が有史以来ではなくても、産業革命以前ぐらいのやつは、まあ自然とっていいぐらいの感覚なのかというのが、多分、人によって理解が違くと、ちょっとまた議論がずれてくるのかなと思っていますので、皆さんの考えをお聞きしたいなと思っています。

以上です。

○米田委員 ご意見ありますか。

石田さん、どうぞ。

○石田委員 難しい課題だと思うし、文章上はその二つの定義を導入するのであれば、区別することになるんだと思いますが、例えばスマトラ島の原生林と呼ばれている部分を思い浮かべると、原生林と呼ばれているような部分は自然生息地というふうに、普通は考えていいんじゃないでしょうか。ただ、子細に見ていくと、中に住んでいる民族の人たちが使っていますよね、森の林産物を。それを自然な生息地と呼ぶかということ、規模が小さければ、呼んでもいいんじゃないでしょ

うかね。日本の里山のように、都市近郊のところであって、里山として手入れをしながら使っているというのは、あれはもう改変された生息地というふうに考えてもいいんじゃないでしょうか。だから、そういうところまで定義をするのかというのも、ちょっと気になってきました。すみません、ちぐはぐですけど。

以上です。

○米田委員 そうですね。私もあんまり厳密な定義をしなくてもいいんじゃないかと思ってはいたんですけど、実際、運用上はそこは難しいかもしれないですね。定義をしないと、運用上は難しいかもしれないですが、厳密な定義というのはできないんじゃないかなという気もしますけれども。林委員がおっしゃられたように、いわゆる本当の原生自然をここで言っているのではないとは思うので。あんまりはっきりした意見ではないですが。

もうちょっと何か明確に意見が出される方、ありますでしょうか。

○寺原委員 ESSのほうを見ると、large proportionとかsubstantiallyというふうに書いてあって、別に歴史的な定義じゃないみたいなんですよね。だから、かなりの部分を植物、動物が、それが改変されたというようなニュアンスになっています。だから、あくまで、書いてあるような農業とか植林とか埋め立てられた海岸とかいうようなのを指すというようなニュアンスです。見た感じ、人工的なものは全部そうなのか。例えば、植林したものはもう駄目というようなニュアンスじゃないかなと、世銀のほうはそういう書きっぷりになっています。ESSのほうです。

○米田委員 ありがとうございます。

○源氏田委員 ここは確かにModified Habitatのほうも、substantially modifiedって書いてあるので、実質的に改変されているということで、今、寺原委員がおっしゃったように、林業とか農業が営まれている、そういう二次的な自然を対象にしているのだと思うのですが、Natural Habitatのほうを見てみると、largely native originとか書いてありますので、こちらもかなりの部分が自然であればいいという形なので、全くの手つかずの原生自然というわけではなくて、かなりの部分が原生自然であればいいという、そういうふうな、かなり緩い定義になっているのかなと思います。だから、メインが、大部分が二次的自然なのか、大部分が原生自然なのかという、それぐらいの判断基準なのかなというふうに見ました。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○石田委員 今おっしゃっていたお二人の意見は、林委員が提案されたことに戻ってくるとして、地球上はいっぱいもう使われちゃっているから、程度とか規模で分けるというのが妥当な、程度とか規模で判断していくと。それがModified Habitatになるのか、Natural Habitatになるのかという分け方なのかなという気は、今しました。

以上です。

○米田委員 JICAの加藤さん、いかがでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。いただいたご示唆の中で区別の範囲のイメージが湧きました。ありがとうございます。

○米田委員 それでは、休憩にさせていただきますいいでしょうか。

今、4時15分ぐらいですかね。なので、20分まで休みを取らせてください。お願いします。

午後4時13分休憩

午後4時20分再開

○米田委員　そろそろよろしいでしょうか。皆さん、いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。始めましょうか。

保護区のほうに移ります。もう既に議論は保護区のほうにも入っていますけれども。

JICAのほうとして、論点7.1のほうで、保護区の定義というのがあります。7.2が、先ほどの保護区で事業を実施しないという原則から、生息地を基準にした事業実施をしないというような話の基準に移るべきかどうかという議論になります。

いただいた意見を私のほうで分けてみた感じでは、6.1と2は、特にまた6.1が重要な点かなと思うんですけど、結構広い範囲を、protected areaではなくて、protected statusの対象として、結構いろんなものが入っているという考えで、このESS6の脚注にあるのは、法的な保護区という定義が書かれています。今、それは法で守られてというような形で、この脚注に出ている法的保護の定義というの、IUCNの2008年の保護区の定義と同じ内容になっています。

6.3で私が言ったのは、それを同じものを使ったらいいんじゃないのかということなんですが、そこで1番最初でも話出ましたが、JICAのガイドラインでは、保護区というものの中に、生物多様性の保全を目的としたものだけではなくて、もっといろんな保護区が入ってくるということで、文化財に触れられた方が何人かいたということになります。ただ、JICAの回答としては、文化財についてはワーキングの8でやりますというご回答になっています。

それから、この出た意見の6.5から6.8までは、国際的に認知されている地域というものを、保護区として扱うかどうかという話です。そういうふうにESS6に合わせてそうすればというご意見と、米田はこれは別物として扱ったほうがいいんじゃないかという意見です。

それから、6.9というのがJICAの論点の7.2の内容で、保護区では原則、事業を実施しないという、この原則は貫くべきだというご意見です。これはほとんどの委員の方がこの意見を出しておられて、それに対して、生息地で事業実施の判断をするほうに変えたほうがいいんじゃないかというのが、6.1、2の米田の意見です。この意見は一人しかいなかったです。

それから、6.13から19までが、保護区で事業を実施するときの要件についての意見という形になっています。

まず、保護区の定義の話からしなくちゃいけないのかなと思うんですが、このESS6に関しては生物多様性の保全ということで保護区を考えているんですけども、JICAのガイドラインでは必ずしもそうではなくて、保護区として文化財保護のものも含めていると。例えば、ICUNの保護区のカテゴリなんかでいうと、必ずしも皆、保護区が全て生物多様性の保全だけを目的にしているわけではなくて、景観の保全であったりとか。あと、世界遺産なんかの例でも、これは国際的に認知されている地域ということになるんですけど、ちょっといろんな話をごちゃごちゃにはしていないんですが、JICAのほうでは世界遺産というふうに書いてあって、今回、ESS6は世界自然遺産という表現になっていますけれども、自然遺産の中でも、必ずしも全てが生物多様性の保全を目的にしているわけじゃなくて、中には化石のようなものであったりとか、地学的な価値のあるものとか、そういうものもあるというようなことで、いろいろなものがあるんだろうと思うわけなんです。

JICAのガイドラインで、環境社会配慮をするときにどういうものを保護区と呼ぶべきなのか、あ

るいは、保護区というのはこういうものであって、それ以外のものも対象に含めるという表現にするべきなのか、その辺り何かご意見ありますでしょうか。

例えば、ESS6でprotected statusの対象にしているものは、法的な保護区以外のものも含めているわけなんですけれども、伝統的なものであったりとか、あるいは私有地のようなものも入ってくると思いますし、ほかにも何かあったと思いますけれども、そういうものも全て同じ組合せ、同じ区分として環境社会配慮の対象とするのかどうかということだと思っておりますが、その扱いとして同じものとして扱う、保護区と同じように扱うということになるのかどうかということですので、どうでしょうか。

○加藤 今の保護区の議論について、JICAガイドラインで記載されている部分は、「法令、基準、計画等との整合」というところで、保護区という言葉ではなく、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない」という記載振りで言及されているという位置づけですので、自然環境保護の視点とか文化の保護の視点というよりは、「法令、基準、計画等との整合」の文脈で書かれている保護区の保護であるという文脈で考えるべきかと考えます。自然生息地についての保護については、別の枠組みできちんと配慮がされるとなると、この部分は法令遵守が特に留意をされているというように整理され、そうすると、現地の法律に基づいた対応がなされていれば、原則実施ができるのではないかと、というのがJICAの認識です。これによって後退とかダイリューションがあるかということ、そうではなく、別の項目できちんと配慮がされているのであって、ここではそこを混ぜずに、切り分けて考えたほうが良いのではないかとJICAでは考えているところです。

以上です。

○米田委員 今のJICAの説明についてご意見ありますでしょうか。

○日比委員 この論点の意図は非常によくわかります。確かに、保護区かどうかというのは、行政上の問題であって、必ずしも保護区だからといって、特に自然保護という観点からそこをどうしても守らねばいけないかどうかというのは、自動的に保護区だから守らなければならない重要な生息地であるということになるとは限らないというのは、確かにあるのかなと。重要な生息地というものをしっかり守るというのも、非常にロジカルですし、筋の通った話かなと思いますので、という点では賛成なんですけれども。

ただ、これはやっぱり保護区と重要な生息地というのは一体的に議論をしなくては行かず、かつ、定義だけではなくて、その対象地域についてどうするのかというのがやっぱり重要になってきて、もし、じゃあ生息地区分の管理に移行すると。で、重要な生息地というものを定義します。じゃ、そこがこれまでのガイドラインよりも重要なところが守れることになるのかどうか、1番重要なのかなと。

それが守れないのであれば、保護区定義は外すべきではないと思いますし、それが非常に理にかなっているかどうかはさておき、結果的にどちらがより守られるのかということから考えて、維持すべきになるんじゃないかなと思います。そうじゃなくて、生息地区分のほうがちゃんと今のガイドラインよりもしっかり守れるんですということであれば、そっちに移行してもいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今回の事前の資料を見る限りは、そこがより保護の水準が上がったようにはちょっと読み

取れないので、私はダイリューションになるんじゃないかというふうに申し上げている次第です。なので、そこがダイリューションじゃなくて、より強くなるんだということであれば、そこを明確にご説明いただけるとよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○米田委員 ありがとうございます。

JICAのほうでご説明いただけますか。

○加藤 今回の世銀のESS6で新たに導入された重要な自然生息地での実施の要件とか、また、Natural Habitatでの実施の要件というところを追求していく形になると、そこは対応としてはより厳格な対応になる、Modified Habitatも含めてそうなるかなと我々としては考えているところです。

一方で、保護区のところで本当に悩ましいのは、自然環境の観点というよりは、景観とか水源涵養とか、それをもってその地域外でやらなければいけないと判断する安全線のブレーキが、かかり過ぎているのではないと思われる相手国政府の保護区指定の地域もあるので、それであれば、そういう地域では、相手国政府が認める範囲内で実施をしていくことで良いのではないかと、追加的なコストがかかり過ぎているのではないかと、もう一つ問題意識としてあります。

以上です。

○米田委員 日比委員、いかがですか。

○日比委員 ありがとうございます。

ここは解釈の違いもあるかと思うので、どっちがどうということは言えないと思うんですけれども。ただ、世銀のESSの見直しがあった際には、これは厳格化されない、むしろダイリューションであるという批判がかなりあった、今もあるというのは、ご認識いただいたほうが良いというのと、少なくとも世銀の側で、より、これで厳格に生態系、生物多様性が守れるんだ、以前よりも守れるようになったんだということは、主張していたのかなというのもちよっと不明です……。すみません、私が確認できてないだけかもしれないんですけれども。

以上です。

○米田委員 今の点はどなたかご存じですか。

○作本委員 私、先ほど申し上げましたけども、やっぱり生息地の考え方を取り込むことはいいんですけれども、定義が曖昧であって、それぞれの分類に基づいてどういう対応をすべきかということが、一応緩和策とは書いてありますけど、net zeroとか、そういうのは書いてありますけども、明確な方向づけがないと。3つの分類、それ、結局、重要な生息地についてでさえも事業ができるように、私は何も全部やめたらいいというわけじゃありませんけれども、全てにゴーサインがある程度出されているという、そういう状態になっていますので。

そういうことで、結果的には、これは生息地と保護区という二つの基準に照らして、どっちを取るかという、恣意的になるのではないかと。私、考え方としては、生息地のほうがいいんだけど、明確な定義が下されてない中では、国家が保護区であると、法律でこう言っているんだ、相手の政府がオッケーしたからいいじゃないかというふうに考えることもあるでしょうし、場合によっては、生息地の考え方の基準を適用するというので、どちらの基準を取るのかということが曖昧なまま、個々の具体案に対応せざるを得なくなってくるのではないかと気がいたします。

私の考え方としては、まずは保護区は基本的に守るんだと。法律で規定しているので守るんだと。それ以外の場所については、先ほどの生息地の考え方を、分類を適用するとか、重なる場合、

あるかもしれません。そういうのを、何か明確な二つの整理の仕方を統合する考え方がないと、単に二つの物差しが現れてきたということで、混乱だけが生じるのではないかというふうな気がします。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

○村山（オブザーバー） 村山ですけど、よろしいでしょうか。

○米田委員 はい、どうぞ。

○村山（オブザーバー） すみません、今日はオブザーバーなので、あくまで参考意見ですが、この点は、委員会でも度々議論になるところで、非常に大事なところだと思っています。

保護区の扱いは、既にご指摘があるように、行政的な意味合いが強いので、厳しいこともあれば緩いこともあって、それぞれかなり国によっても地域によっても違う気がします。一方で、重要な生息地かどうかということは、ある意味、科学的・生態的に見ているところで、そこはある程度、客観的とは言えないんですけれども、それなりの基準で見ているような気がします。

そういう意味で、保護区を対象に事業を実施するかどうかというのは、必ずしも一律には決められない。実際、JICAのガイドラインでも、ガイドライン上は事業を実施しないと書いてあるんですけれども、FAQのところでは例外が含まれている。ここは現実的にはFAQを含めて議論がされているので、例外は当然あるし、実際の事業でもそういうことがあったと思います。

そういう意味で、私も、どちらかという保護区をするよりは、重要な生息地でどうするかというところに重点を置いて、そこで例外ではないですけれども、条件をきちんと決めておくほうがいいのかという気がしています。今のFAQのところでも、重要な生息地での条件が書かれていますけれども、この条件と今回のESS6で書かれている条件を見比べて、どの程度のことを考えるべきかというところが必要だという気がしています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございました。

今のご意見に対してというか、多くの方は、やはりセーフガードとして、保護区での事業を実施しないというのが、第一前提としてあるべきだというご意見だったと思うんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○鈴木委員 私は、保護区という表現は残したほうが良いと思っているんです。保護区は原則駄目というのは割合わかりやすいし、保護区をつくるのにたくさんの努力がなされているわけで、今これから重要な生息地というふうに考える地域がどこだということを、事業者が探す、事業者が評価するというのは、なかなか簡単じゃないんじゃないかと思うんです。

それで、何が重要かというのは、価値というのはこちら側にあるんですよ。だから、森の大きな木が大切なのか、そこにいるサイチョウが大事なのか、ビャクダンの木が大事なのかという、そういう何が重要なのかという議論が必ず出てくるわけですよ。それをやるよりは、保護区ではやらないというほうが判断基準としては明快で、簡単で、それで、世銀の新しいクライテリアの中で、国だけじゃなくてローカルな人たちが守っているものみたいなものまで、含めれば良いじゃないと

いう提案がありますけれども、資源管理の中でアダットとかサシと言われている、インドネシアの伝統的な資源管理の方法などまでを認めるようになれば、より一層保護の手は厚くなるというふうに自分は考えていますけども。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○石田委員 私も6.9では、原則、事業を保護区では実施しないって、ばしっと言い切って書いたんですが、今のいろんな議論を聞いているとやはり思うのは、米田委員がおっしゃるように、保護区と、たまたま、今回はESS6なので、生物多様性と生態系にどうしても引っ張られるし、それを議論しなきゃいけない日なんで、議論しているんですけども、もっと広い概念ですよ。現実問題として、各国が採用している保護区というのは、米田委員がおっしゃられたように、社会的な遺産も含んでいるわけで、人々の生活を含んでいるわけで、保護区と重要な生息地でいえば、重要な生息地と重なる部分もあれば重ならない部分もあるので、分けて考えてほしいなと思います。

だから、重要な生息地をより強く守る意思を示すということは、大賛成です。そのために、保護区と重要な生息地を分けて考えるということも、これもまた意味があることだと思うし、場合によっては、ガイドライン、今見てみたら、別紙のところですか、31ページ、別紙のこのチェックリストで、保護区というのは自然環境にしかないんですよ、3番の。4番の社会環境にも保護区、文化遺産、景観というのはあるので、ここに保護区も入ってくるわけですから、ここに保護区という言葉を入れてもいいのかもしれないというふうには思っています。

とりあえず、以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○木口委員 質問した段階では、ちょっと自分も混乱してしまして、JICAが定める保護区というのは、行政的意味合いが強いところをきちんと認識できていなかったんですけど、今まで皆さんのご説明とかご意見を聞いて、だいぶクリアになったんですが、私もやっぱり保護区とそれから重要な生息地というものは、分けて考えたほうがいいのかというふうに、ご意見を伺って思ったところですよ。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○源氏田委員 私も木口委員と同じような考えなのですが、Critical Habitatと保護区はやっぱり分けて考えたほうが良いということと、あと、保護区はこれまで原則、事業を実施しないというのをJICAで守ってきたと。例外は、もちろんあるわけなんですけれども、原則としては保護区ではやらないというのをポリシーとして持っていたわけなので、それが少しでも緩むようなことがあると、JICA、自然保護、後退しているんじゃないかという、そういう見られ方をされる可能性もあるのかなというふうに思うんです。ですので、保護区においては原則、事業を実施しないというのを守りつつ、例外はもちろん例外としてFAQに定めておけばいいと思うのですが、それはそれで堅持するというのも一つかなと思います。

あと、少し、若干Critical Habitatについて、先ほどから判断をするのは事業者であるという話もありますし、あと、確かに科学的な判断基準が示されているわけなのですが、これを実際に相手国との交渉の中でやっていくときに、果たしてどこまで自然保護の考えというのを堅持できるのかなというのは、ちょっと自信がないようなところもあるので、ここのCritical Habitatのところで審査をするときは、かなりきっちりと一つ一つ要件を見ていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大体、書かれていたような意見は入っていますかね。

先ほども言いましたけど、米田の意見としては、保護区にはやはりいろいろあるので、それぞれの目的、何を保護するために設定された保護区なのかという目的と、それに合わせて管理計画等でゾーニングをしていたりするというのもあって、これは日比委員が反対の意見もあったようですが、そういうものに合わせて、実際に守るべき部分は、保護区の中にある重要な生息地なんだろうと思っています。なので、保護区では事業を実施しないというのを、一律に決めなくてもいいんじゃないかなと。むしろ、重要な生息地では事業を実施しないぐらいの、例外をつけずに実施しないぐらいにしても、多分、大丈夫なのかなという気はしています。

その重要な生息地というところに関しては、先ほど日比委員からもお話ありましたが、KBAというものがかなり世界中を網羅して、ある程度評価されていると。ただ、その中を見ていくと、そのほとんどはIBAで、鳥を中心にした視点で見ているものが多いのかなとは思いますが、でも、少なくとも、世界中がかなりカバーされて、一応そういうKBAとして認定された場所があるというのは、一つのよりどころにはなるのかなと。ただ、もちろん重要な生息地はKBAだけではないだろうとは思いますが。

そういう意味で、実用性として全くよりどころがないわけでもないのかなと、重要な生息地の判断が、全くよりどころがないわけでもないのかなとは思っていますが、個別に見ていくことになる、結構大変、実際には大変だろうなと。皆さんがおっしゃっているように、大変だろうなという気はしています。

それで、何かありますか。

○作本委員 先ほども、ちょっとこの二つの保護区と生息地について、二つの異なった基準を同時に持ち込む可能性はないのかということも申し上げましたが、やはりもし仮にこの保護区という概念をなくしてしまった場合には、まさに重要な生息地というのが1番、事業を展開するに当たって厳しい場所というふうに考えられるのではないかなと思うんです。そうなってしまうのではないかなと思うんです。

ただ、それぞれ今、重要な生息地について、先ほど出ましたように7つの厳しい要件と、プラス、借入人の合意であると。だけど、今の保護区を選択した場合には、JICAの下で、これは5ページですか、4つの要件が出ているわけでありまして。このそれぞれについて異なった要件が出されているところを、これからは二つの物差しあるいは基準の隙間の場合ですが、どうやって適用して整理していくのかということとは重要な問題ですので、先ほどちょっと鈴木委員からも出たんでありますが、まず保護区はできるだけ守るんだということの大前提にしながら、例えば私有地の中に希少生

物がいるなんていうことも以前ありましたので、それ以外については、生息地も対象に入れながら保護するというふうに、外枠を拡大する議論というのはいけないものでしょうか。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

寺原委員の意見もそういう意見だったという理解でよろしいでしょうか。

○寺原委員 ちょっと違う。

○米田委員 ちょっと違いますか。すみません。

○寺原委員 原則プラス例外というのは、今でもあるわけですよね。でも、その例外の規定というのはあるわけですが、それとは別に、やってもいい条件というのが出てくるとというのが、論理学上の問題というか、そういうようなところとどう違うんですかというところを、もう少しはっきりしたらいかがでしょうかという、コメントでした。

以上です。

○米田委員 例外とやっても良い条件ということですか。論理学上の違いというのは、すみません、寺原委員、私が上手く理解できなかったです。

○寺原委員 すみません。74番ですよね。私を書いた74番で、現状でも原則実施しないと書いてあるけれども、絶対実施しないわけではないですよ。だから、これは、コメントで、現状でも例外規定ありで、例外にのっとれば、こういう場合であればやるということであれば、今回のやってもいい状況をもう少し明確にしているというのが、位置づけとしてはあんまり変わってないんじゃないかというコメントなんですけど。だから、これは、何か大きくJICAが原則実施しないという立場を変更しているというふうには、私は見えなかったんです。わかりますでしょうか。

以上です。

○米田委員 おっしゃるとおりかなと思います。先ほど村山委員がお話しされたように、例外規定がFAQで書かれていて、ガイドラインには原則実施しないというように書かれているというのが現在の状況で、実際、運用上はFAQまで含めて運用しているという形になっています。

多分、JICA側の提案というか、質問としては、原則、保護区では実施しないというのをやめてしまって、以下のような条件で実施するという表現に変えることについて、ご意見を聞きたいということなんだと思うんですが、それでいいでしょうか。JICAのほうで。

○加藤 ご理解のとおり点についてご相談をしております。「原則実施しない」という記載には大きなブレーキの効果があるところで、こういった条件を守りながら実施するのであるという、「慎重に実施」というところで十分ではないかというところをご相談したい点であります。

作本委員からその前にご説明があった、両方のアプローチについて守る条件があり、どちらを取るんだというお話についても、両方守るように対応していくということで、これまでもそのようなアプローチはいろんなもので取ってきています。例えば、環境許認可で相手国から提示された条件の遵守は、当然、法令遵守でやるわけですが、JICA、あと助言委員の視点では、必ずしもそこをやる必要があるのかなという疑問のポイントもあるかと思います。

それ以外にJICA側としてやるべきということを追加的に申し入れて、相手に緩和策を取ってきてもらっているというものもあるわけですし、それは相手の環境許認可の条件を守ってもらうとともに、JICAの環境レビューで求める要件も守ってもらうということで、これと同じような形で、それ

それにやってもらうことを両立するというのが、十分できるのではないかと考えております。

以上です。

○日比委員 直接、今のJICAさんからのご説明にノーということではないんですけれども、これはどこかにコメントに書かせてはいただいていたんですけれども、今回、レビュー調査の中で、確か個別に掘り下げる案件が90件ほどあった中で、保護区の中で例外的に事業を実施したいというものが調査対象にはなっていないんです。あるいは、保護区になっているので、例えば事業を結局やめたということの詳細なその経緯の調査等も、してないというふうに理解しています。

やっぱり非常に大きな論点になっていますし、もしこの原則実施しないという方針でいくのであれば、なぜそうするのか、そうすることによってどういうメリットが出てくるのか、例えば事業効果がこれだけ高まる可能性が、あるいは、これまではこれだけ高められたのに、この保護区規定によって十分、事業効果が発揮できないものがあったとか、あるいは、そもそも事業が実施できなかったことによって、これだけの開発効果が失われたとか、だから、これをやることのメリットをまずやっぱり明確に分析すべきかなと。

かつ、重要な生態系のほうを、私はあんまり強まっているとは明確には読み取れてないんですけれども、じゃ仮に強まっているのであれば、こうこうこういうことによって、具体的にこれまでよりも保護上のメリットも強まっている、つまり、win-winの状況になっているんですよ。開発効果も高まっているし、重要な生態系というのも守れているんだということをもう少し明確に示していただかないと、今の状況だと、ちょっとそこが心配にやっぱりなってしまうというふうに思います。

○米田委員 鈴木委員ですか、先ほど。はいどうぞ。

○鈴木委員 JICAの方にお聞きしたいんですけども、JICAは、保護区では実施しないというのがブレーキとして効いているから、できれば外したいということなんですかというものが1点。

それで、もし保護区は残してもいいよということで、Habitatの重要性みたいなのをもう一つ加えるというふうな立場なんですか。判断の物差しは1個で、保護区かHabitatについてにするのかという、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○米田委員 加藤さん、いかがでしょうか。

○加藤 それぞれの目的とされているものを守っていくのが、論理的には求められているものではないかと理解しております、保護区は保護区の目的に沿って、相手国に決められた管理計画と基準、そこで禁止されていれば、当然、我々は事業を実施できないわけですけども、そういったものを遵守してやるということを堅持すれば、良いのではないかと考えておまして、一方で、自然生息地として保護が重要なものというのは、重要な自然生息地の観点で要件を満たすような配慮をやっていくということで、これらを切り分けてきちんとやっていくのではないかと、そこを明確に切り分けて取り扱いたいというものです。

以上です。

○米田委員 先ほどの鈴木委員の最初の質問で、保護区を実施しないという条件がブレーキだから、外したいという意向なのかというご質問に対しては、いかがですか、加藤さん。

○加藤 そこはまさに保護で求められている要件を満たせば、実施して良いのではないかと。それ

は保護の目的を達成しているからということであり、保護区のブレーキを外したいというようなネガティブな意図というよりは、保護区で保護の目的とされているものを守れば、良いのではないかという意見です。

○米田委員 鈴木委員、今の返事でよろしいですか。

○鈴木委員 返事としては満足しませんけども、時間の制約もあるから、今この場ではお伺いしました。

○米田委員 わかりました。

すみません、5時になってしまいました。もしも時間の制限のある方で、退席しなければいけないけど、これだけは言っておきたいというものがあれば、どんどん発言してください。この議論はやっぱりかなり重要な議論だと思っていますので、申し訳ないですが、もう少しこの議論というか、ワーキングを続けたいと思っています。

退席の必要な方、いらっしゃいますか。

それでは、今のところはこれで……。

もう一つ、ちょっと国際的に認知されている地域についての議論をしたいというか、簡単にしておきたいかなと思うんですけど、これも結局は今の保護区の定義の話とも同じことなんですけども、基本的にESS6に合わせて入れればいいんじゃないかと皆さんお考えのようなんですけども、それは分けたほうがいいというのが米田の意見なんですけども。その理由は、国際的に認知されている地域にもいろいろあるということで、ここで例が挙がっていて、条約とか、国際機関でやっているようなものと、先ほどのKBAなどは、もう少し国連機関ではなくて国際組織というか、そういうところでやっているような、そういうものであったりして、中身がいろいろあるということなんです。

法的な保護の要件、もし保護区を法的な保護区というふうに定義するとすると、その要件に当てはまらないものがいっぱい出てきてしまうということなので、法的な縛りのあるものとなないものを一緒にして保護区として扱おうと、その実施する要件とかも変わってきてしまう可能性があって、そこは切り分けたほうがいいのかというのが米田の意見なんですけれども、これはやはり国際的に認知されているという意味では、保護区という扱いが良いという意見でしょうか。

先ほども言いましたけど、KBAなどは重要な生息地に多分該当するのかなと思っていて、あと、ラムサール条約の登録湿地なども、法的な保護区である必要はないんですけども、あれもやはり重要な生息地かなと思っています。先ほどの保護区と重要な生息地区分との切り分けの話とも絡んでくるわけなんですけれども、そこで、その国際的に認知されている地域を法的な保護区と同じ扱いにするというのは、わかりやすいのはわかりやすいんですけども、実際的にはどうなのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○日比委員 ここは、ロジカルにいくと、主査のおっしゃったとおりだというふうに私も思っております。例えばKBAなんかは、まさに重要な生息地がどこだというもの、ある意味いろんな基準にのっとって、国際的に様々なステークホルダーが関わるプロセスによって、明確にしていっているということになります。当然、法的な保護ステータスに自動的になるものではもちろんございませんから、そういう意味では、ロジカルに考えれば、保護区にはならないと。

ただ、これまで経緯上、世銀なんかでそれを保護区に準じるというんですか、保護区という定義の中に加えたその背景というのは、やっぱりこれまで、JICAもそうですけども、保護区というものは

守らねばいけないという大前提というか考え方があって、でも、保護区、必ずしも、まさに議論になったように、重要でないものもあるなかで、それでも守られるのに、科学的に見て重要だと言われる生態系が必ずしも守られない規定というのは、おかしいじゃないかと。であれば、保護区と同じだけの網を、セーフガードとしてかけていくべきなんじゃないかということで、この保護区の定義の中にこういった地域が入ってきたというふうに理解しています。

なので、そこの経緯を理解せずにロジックだけで切り分けるというのは、ちょっとよくないのかなというふうに思っています。もし切り分けるのであれば、重要な生息地というのはしっかり、先ほど主査もおっしゃったように、例外なく重要な生息地では事業はしないというぐらいの堅牢なセーフガードが入るのであれば、これまでのある意味ちょっといびつな形で重要な生息地に当たるような、国際的に認知されている地域が必ずしも事業対象地外とされていなかったものが、よりロジカルにわかりやすく、かつ、より堅牢なセーフガードという意味で効果を高められます。一方で、必ずしもどうしても保護しなければいけないわけではない保護区の中で、事業実施のオプションが開かれるようになって、開発効果も高まるということになるのかなと思います。

なので、この二つ、当然違う観点から保護区と重要な生息地というのを見ているので、それを区別して考える必要はあるけれども、最終的には、全体としてより効果が高まっているのかどうか、それは開発効果と保全効果、両方だと思うんですけども、ということを経験的に判断しながらでないと、ダイリューションにつながってしまうんじゃないかと。何度も申し上げますけど、そのところがJICAさんからの明確なまだご説明をいただけてないのかなというふうに感じているので、であれば、現状のほうがまだしもセーフガードとしての効果が高いんじゃないかなというのが、私の今の意見です。

○米田委員 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○作本委員 やはり私も考え、今の日比委員と同じでして、今の生息地の考え方、分類が、保護区に置き換わるほど精密にできていないというふうな気がいたします。もちろん、生息地を分類するという、そういう意味合いではよく捉えているかと思いますが、いわゆる生息地の中身が、先ほどの分類の中身が、定義が不明確である、あるいは、3つに分けたものがヒエラルキーをなしてない、大原則を何処に据えているのかよくわからない、3つを全部トータルにしても、事業は全ての場合に実施できるといった大原則の下に置かれていると考えられ、むしろ、原則かどうかわかりませんが、かような仕組みの下に構成されていると考えますと、やはり保護区だけはせめて守るとしたいです。先ほどの国際組織等が定めるようなものは、参考に使わせてもらう、あるいは尊重させてもらうというスタンスのほうが、よろしいんじゃないかと考えます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

はいどうぞ。

○鈴木委員 IBAとかKBAとか、国際的な判断基準でやっているというのは、実態を見るとかなり緩いんですね。私はかなり緩いという、現場に落とすところですね。地元の行政区とのやりとりなんて、あんまりしてないから。

それで、国が定めた保護区では、保護するための法のエンフォースメント、法を守らせる手段な

り何なりを準備するわけですよ。だけど、国際的な基準の生息地には、これを守らせる法のユニットはできてないわけでしょう。だから、そこは保護区に取って代われるものではないという気がします。

以上です。

○米田委員 今の鈴木委員の意見はよくわかります。そうすると、もう一つは、ESS6に沿えば、生物多様性の保全、生物多様性は、生物多様性条約の定義に従って、生態系サービスまで含めるという意味で、その保全を目的としている保護区というものを別途定義するというか。だから、今、保護区では原則実施しないとは、そういう文章にはなっていないんですけども、そういうものをつくるとして、そのときの保護区というのが、そういう生物多様性の保全を目的とした保護区では実施しないというような形にするというのも、一つの選択肢かなと思ってはいるんですけども。

ほかに何かご意見ありますでしょうか。

○石田委員 すみません、議論することが本当多くて、だんだん論点がわからなくなってきたので、じゃあ併せて論点をもう1個だけ提供させていただきたいんですけども。

今、議論されていることは、予防原則と順応的管理から見ると、皆さんアプリオリに何かを決めてしまえば、それでいけるんじゃないかというような印象も受けるんです。だから、もちろん予防的な意味でアプリオリに原則や例外や条件を決めるべきですけども、現実、始まったらわかってくることも多いじゃないですか。初めて調査をして、事業を実際に供与した段階で、この汚染管理対策、上手くいかなかったねとか、この生物管理はもう少しこうしたほうがいいよねということが出てくるので、だからこそ順応的管理というのが生物資源管理で昔からあったし、ほかの分野でも展開していると思うんです。

だから、アプリオリにいろんなことを決めるということと、もう一つの軸として、順応的に見ていって、その都度その都度、計画を、それから実施の中身をよりの確なモニタリングを通じて変えていけるんだということも、盛り込めないものかなというふうに今思っています。

以上です。

○米田委員 これは2番の辺りで出てきた話とも関係するんですよ。

ほかに何かありますでしょうか。

○作本委員 先ほど、鈴木委員がエンフォースメントのことをおっしゃっておられたんですよ。ただでさえ今、エンフォースメントがなかなか効果を表せないというのが、多くの途上国が共通に抱えている悩みなんです。法律はあるけれどもと。先ほど、保護区が政治的に出来上がったものですから、必ずしも自然保護を全部代弁できるものではないというふうな、いろんな批判がある中で、エンフォースメントでも苦勞する途上国に対して、この保護区というものを取っ払っちゃったら、今のような世銀が言っている生息地区分だけでもって守らせることが、實際上ほとんど不可能になってしまう、かなり困難になってしまうと私は思うんです。

政府が合意しさえすればいいというような、クリティカルな、重要な生息地の最後の行に書いてありますが、こんなの簡単に合意させることができるんですよ、もちろん7条件はあるにしても。途上国の構造というのは、なかなかいろんな仕組みがありまして、単に理解すれば物事がいいほうに向かうというわけではないので、やはり最低限、今、法律の枠組みが用意されている中で、今の保護区だけはせめて守るという形での、守るべき最低限のところを固めない限り、二つの基準が前

後しながら、結果的には政治的に流されてしまうというふうなことを、私は1番恐れます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

保護区に関する法の、決まれば当然守っていくということにはなるんですけども、その法が緩かったときにということですかね。

○作本委員 JICAさんの先ほど保護区という、保護区を取っ払った場合には何もなくなってしまいます。ゼロから出発してこの地域を保護するのかどうか、生物種から全部調べ直して対応せざるを得なくなってくるというふうなことになってくると、彼らが持っている保護区って何なのかと。保護区で長年支えてきた法律の枠組みを、全部取っ払ってしまうことになりますよね。

○米田委員 いや、相手国の法律は当然、遵守することにはなると思うんですけど……

○作本委員 それならいいと思います。

○米田委員 それは多分、大原則だとは思いますが。ただ、保護区であるからといって、一律に事業を実施しないかどうかということなんですけども、そこは、相手の法律が緩かった場合に、政治的に流されてしまう可能性もあるということですよ。

○作本委員 はい。ただ、今、主査がおっしゃるとおり、流されてしまう場合というのは、こういう国際機関の援助プロジェクトであるとか、JICAさんのような、これはいいプロジェクトが入ってきたときに、政府が流される可能性もあるわけです、中での意思が強い弱いだけの問題じゃなくて。

そういうことを考えますと、やはりこちらがプロジェクトを提供してあげる側なんでありますので、相手側が流されてしまう、こんないいプロジェクトを見逃すわけにいかないというふうな形で、遠慮してしまうということもあるわけでありまして。彼らの中の意思決定の仕組みもあるわけでありましてから、彼らが歴史的に積み上げてきた、せめて保護区を守る法律の枠組みは尊重してあげた上に、生息地の判断を重ねるという形のほうが、最終的にはいい方向へ向かうんじゃないかというふうなことで、米田主査のおっしゃるとおり、保護区を何とかとか、そういうことでは決してありません。

○米田委員 わかりました。

はいどうぞ。

○石田委員 手短かに、今のことに関連して、私も途上国でいろいろ見てきて、エンフォースメントは本当、ほとんど期待できないですよ、国立公園管理を見ても、生物多様性の管理を見ても。生物資源だとか、いろんな資源があるからこそ、そこに人がやっぱり経済の匂いを感じていろいろ寄ってくるんであって、そんな末端まで全然管理なんかはもうできるはずないんですよ。だから、エンフォースメントの問題もぜひ含めた上で考えると、作本委員がおっしゃられる保護区の枠組みを外さないというのは、非常に意味のあるようなことにも思えてきました。

以上です。

○小島 ごめんなさい、小島ですけども、よろしいでしょうか。

ちょっと新しい論点なのかもしれませんが、2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、このガイドラインの包括検討の中で私たちが意識してきたのは、先方政府の法令を尊重したほうがいいだろうというところは、一貫して言ってきたことだと思います。

それで、今回の保護区の議論の中で、私たちがやろうとしているのは、あるプロジェクトで保護

区に当たるところで開発が進みそうですといったときに、私たちとしては、当該政府の中の法律としてそこでの開発が可能かどうかというのを、まず確認すると。そこで駄目だったら、もう諦めざるを得ないと思います。それは法令遵守のところから明らかな答えで、仮に可能だった場合に、じゃあどういう条件が課されるかということも、法令を調べますと。それを遵守して調査を進めていくと思います。

さらに、その中で生態系に係る配慮事項があるのであれば、それも踏まえて計画をつくると。調査が必要であれば、もちろんしますと。KBA、IBAに該当するかどうか調べますと。その上で先方政府と協議して、あなたの法令上は開発ができるけれども、ここにこういう動植物が住んでいますと。それに当たって、こういうじゃあ配慮はできますけれども、どうでしょうかというのを進めていくというのが、これまで私たちが言おうとしていたことでございます。

なので、私自身は、作本さんがさっきおっしゃったことと今の考え方というのは、矛盾してないですし、今、私、大ざっぱな説明しましたが、その過程でいろんなステークホルダーと協議するというのも、そのとおりだと思います。

もう一つ、次回のワーキンググループの議論をちょっと先取りしますと、文化遺産の保護の視点からいうと、例えばお寺の近くで何か水道プロジェクトがあって、その当該地域においては景観に配慮しなさいと書いてあると。そういう場合は、やっぱり私たちとして事業を進めるに当たっては、きちんと景観に配慮して進めることになるというところで、法令遵守もそうですけれども、サブスタンスの部分、つまり、何を守らないといけないのかということについては、きちんと法令も守りますし、先方政府あるいはステークホルダーの皆さんと議論をするというのは、やる予定ではございます。

議論を繰り返しているだけかもしれませんが、その私たちの考え方というのは、ちょっと明確にしたかったというところでございます。

あと、先方政府にとっても、この考え方というのは比較的わかりやすいのかなと。つまり、自分の政府の法令をより強く運用したいという政府が増えている中で、まず自分の法律がどうなっているかというのを確認した上で、生態系なり、あるいは文化遺産保護なりというのを中身を考えていくというのは、わかりやすい議論なのかなというふうにも思います。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

今のご説明に何かありますか。

○日比委員 小島さん、ご説明ありがとうございました。

一つ、今のご説明に限らず、資料の中あるいは回答の中にもいただいているもので、ちょっとニュアンスとして気になるかなと思っているのは、割と相手国がどうするかというところにすごい依存するような考え方になっていて、それは開発協力という中では非常に重要な大原則であることは、もちろんなんですけれども、一方で、自然環境、自然保護、あるいは特に生物多様性とか、要は地球規模の価値があるというふうに言われていて、それを守っていかなければならない中で、国際、多国間の条約なんかを通して守っていこうとしているものについて、相手国政府の判断だけに依存し過ぎるようなガイドラインの中身、あるいは運用の仕方というのは、必ずしも生態系、生物多様性のセーフガードとして、最も有効な考え方にはならないんじゃないかなと。ある程度、貸手側、

すなわちJICAさん側が主体的に、自分たちはこうしたいんだ、あるいはこういうところではやらないんだというのを明確に持ってやっていくというの、必要になってくるんじゃないかと思います。

これは特にやっぱり例えばIPBESとか、あるいはGlobal Biodiversity Outlookとかなんかで見ても、生態系というのは確実に劣化の一途をたどっているわけです。改善している部分もあるという報告ありますけれども、全体的には劣化の一途をたどっていると。それをどうするんだというのは、これは貸り手、相手国だけではなくて、日本側、JICAさん側がどうするんだというのを、明確な方向性を持って当たっていかないと、守っていけないものになってきてしまうんじゃないかというのを、危惧いたします。

ちょっと長くなってすみません。以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

はいどうぞ。

○小島 ありがとうございます。

その点ごもっともではありますが、仮にJICAの考え方として、自然保護なり文化遺産保護なり気候変動対策なり進めるとしても、少なくとも先方政府には、なぜこれをこうするのかというのは、理解してもらわないといけないと思っています。なので、さっき、アプリアリに条件を課すかどうかという話になりましたけれども、決めちゃった方が楽な面はあるんですけども、それじゃなかなかメッセージは先方政府には伝わらなくて、JICAとしてなぜこの文化遺産を重視するのか、なぜこの生態系を重視するのかというのは、先方政府の法令があった上で説明していくということになるんじゃないかなというのが、私の考え方です。

以上です。

○米田委員 はいどうぞ。

○作本委員 今、小島さん、ありがとうございます。小島さんの考え方の中に、法令は、まず相手国の法律でありますから、尊重しようという出発点から出られているというふうに感じました。

ただ、私は、JICAさんが事業を実施しようとするときに、やはり中央政府と、例えばインドネシアでバペナス(国家開発企画庁、BAPPENAS)で、さらに州政府とも交渉されると思います。それがその国の意見であると、自然保護を体現した意見であるというふうに見えるかもしれないんですけども、私が何回か出張等で聞きしたことでもあるんですけど、例えばアチェ州、アチェ等にはたくさんの天然資源、いっぱい抱えているところですね、鉱物資源等。中央政府の中、特にとりわけ地方の州を統括する内務省、こういうふうなところは開発志向なんでありまして。自然保護を守りたい、自然と一体になって生活したいという共同体の人たちは、まさに中央政府からの指示、内務省から下りてくる通達、あるいは州政府からの指示、鉱物資源を開発しろと、森林手放せと、トラ、ゾウに構うなという、そういう形での上部からの圧力との衝突の渦中に置かれていて、自然とともに暮らしている人たちなんです。

ですから、JICAさんが仮に事業を実施する場合に、やはり中央政府、せいぜい地方政府と交渉していく中だけでは、この自然保護へのニーズというのはなかなか見えてこないんですよね。ですから、せめてそこでの一つの判断基準というか、物差しとして、先ほど小島さんがおっしゃられたように、最低限、保護区は、不十分かもしれないけども、行政判断によってできている仮に歪んだものかもしれないけど、せめて守るんだというところがないと、相手国との交渉はすぐにも何も噛み

合わないことになるのではないかというふうな気がいたします。

以上です。

○米田委員 はい、どうぞ。

○石田委員 皆さんの意見を聞いてて、またかなりクリアになってきましたけども。私なりにクリアですけども。

ということで、やっぱり不完全ながら、過去のいろんな政策の俯瞰も、先進国から見れば不満に映るところはいっぱいありますよね、途上国は。でも、それは、だからこそ国際協力しているんですけども。だから、その中でできてきた保護区の定義というのは、やっぱり作本さんやいろんな方がおっしゃられるように、ガイドラインの中で書かれている保護区の定義、保護区の中では原則実施しないというのはもうそのまま堅持して、その文章を絶対削らない。新たに加えるものとして、重要な生息地の定義と、生息地ではまず原則実施しないということをガイドラインに書いていくということを、提案したいと思います。

以上です。

○米田委員 はい、どうぞ。

○村山（オブザーバー） 現行のガイドラインをもう1度見てみると、あくまで保護区の問題については、原則として地域の外で実施されなければならないと書いてあって、原則の例外がFAQに出ているんです。なので、このFAQを含めて考えると、恐らく世銀が示していることとそれほど大きな違いはないような気はします。表現上の問題だけで、それほど大きな違いはない。むしろ、重要な生息地については原則というのが入っていないので、こちらのほうが強くなっていると思います。この重要な生息地についてはあまりガイドラインでは詳しくなくて、これもFAQの中にある程度書いてあるので、FAQの内容をガイドラインにどこまで含めるかということが、一つの論点かなという気がします。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

全体の方向としては、保護区に関しての表現は変えずに、この重要な生息地の話をガイドラインの中に、今、FAQに入っているものをガイドラインの中に入れていくということになると、そんなような方向性でしょうか。

それで、今のガイドラインは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないという文章なんですけど、この文章を変えていくという感じですかね。

どうでしょうか。この実施要件の中身まで議論すると、とても時間が足りない気がしますが、今どなたか発言……

○加藤 中身をどうするかというところは引き続き検討するという形で、今回は保護区では原則実施しないということを堅持すべきという意見があったということと、一方で、保護区と自然生息地とは別に取り扱って、重要な自然生息地についての配慮の厳格化が担保できるようにするというご意見もあったというような点を記載し、その要件等は引き続き慎重に検討するべきといったご助言でも、よろしいのかもしれないなと思います。

以上です。

○米田委員 わかりました。

もう時間がだいぶ過ぎていることもありますので、先へ進もうかと思えます。よろしいでしょうか。保護区関連でまだ何か言い足りないことがありますか。

それでは、7番の侵略的外来種についてというところで、これが最初の頃に話がありました、ガイドラインから抜けている視点の一つかもしれないなと思えますけれども、今のガイドラインでは触れられていない部分で、このESS6を参照して、ガイドラインに入れるべきではないかというご意見で、多分、反対の方はいらっしゃらないと思えますが、いかがでしょうか。

その次が、生物資源、Living Natural Resourcesという言葉が使われていますが、その持続可能な管理というところで、そこまで、これも全く今のJICAのガイドラインには入っていない部分かなと思えますが、この部分もガイドラインの中にそういう持続可能な管理というものを含めていくというご意見で、何か反対意見あるいは何かコメント等ありますでしょうか。

○石田委員 特にありません。

○米田委員 ありがとうございます。

9番、サプライチェーンへの環境配慮というところで、ここはガイドラインに含めるべきというご意見もいただいていますし、実現可能性として、実施可能性は十分に検討が必要じゃないかという、ちょっと慎重なご意見もいただいているんですけども。

作本委員、何かご説明ありますか。

○作本委員 サプライチェーンというのは、SDGsの下で、あるいはODAだけじゃなくて、投融資全てについてこれが重要だということは、いろんなところで指摘されてきているんでありますけども、実際、サプライチェーンでもってどこまで遡るのかと。前に労働者のところでいろいろ区分けがありましたけれども、サプライチェーンをどこまでフォローして、誰がどういう方法でということになってくると、なかなか実務上の困難が伴うんじゃないかというふうな気がいたします。そういうことで、実際できるのかどうか、どこまですべきなのかということをもっと前提に考えてみる必要があるかと思えます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

私が勉強不足で申し訳ないんですが、このサプライチェーンを遡るというか、サプライチェーンまで配慮するというのは、生物多様性とか自然環境だけに限った話ではないのかなと思うんです。確かに、ほかのワーキングでも議論されているんですね。

○作本委員 はい。

○米田委員 わかりました。では、それであれば、そちらと併せて一体的にJICAのほうで考えていただくと、検討していただくということになるのかなと思えます。ということでよろしいですかね。

ほかに何かご意見ありますか。

○加藤 一点、JICA事務局からよろしいでしょうか。

説明書に書いておられますとおり、一次供給者とここでは書いておられますが、プライマリーサプライヤーに限定した規定になっています。従って、サプライチェーンをどんどん遡って、あるコアとなる機器もしくは設備のその材料に至るまでずっと遡って確認していくかという観点は、世銀では線が引いてあります。プライマリーサプライヤーのところまでが一番直接に実施機関と関わって

るところであり、このコアとなる資機材に絞って、配慮要件が示されているという立て付けになっております。

以上です。

○米田委員 わかりました。なるほど。

ほかに何かありますか。

○作本委員 わかりやすい例でサプライチェーンというと、原材料を提供するというふうなことになるかと思うんです。私どもですと、道路だとか鉄道を造るときに、その砂利はどこから持ってくるのというふうな、そういうふうなところで、砂利を取ってくれば、その生態系は、生物への影響はどうなるのと、例えばそういうふうな事例になるのではないかと思います。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

○石田委員 一つ確認でよろしいでしょうか。

○米田委員 はい、どうぞ。

○石田委員 私の意見ではないんですが、9.1番でサプライチェーンに対するセーフガードポリシーの提供について、ガイドラインに含めるべきというのは、非常に大切な指摘だと思うので、できればぜひ検討していただきたいと思っています。今までの個別の案件のワーキングでも、本当に頻繁には言いませんが、割と耳にする話題であり、助言にも出てきたことがあるので、重要な指摘だなと思っています。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。

それでは、とりあえず、今日のいただいたご意見の整理を基にした議論はここまでにしようかと思いますが、ほかに何かありますでしょうか。

はいどうぞ。

○木口委員 サプライチェーンに関して、蛇足かもしれないんですが、今、作本委員が挙げてくださったほかに、JICAの事業で今後あるかわからないのですが、例えばバイオマス発電所で燃料や何かの調達も、こういうサプライチェーンの確認の範囲に入っていくのかなというふうに思っています。

それから、民間連携で担当したもので、ブラジルかな、製紙工場への支援というのがあって、そこはFSC認証を確認のCOCのほうか、ちょっと詳細は忘れてしまったんですが、国際的な認証制度を一定利用して確認をするという風なことを、既に実際の事業で行っているようなので、それが明確化されておいたほうがいいのかというのは、意見として持っております。

以上です。

○米田委員 わかりました。そういうような例があるということですね。

○加藤 事務局より一点よろしいでしょうか。

今のお話の事例に挙げていただいたとおりだと思っております。例えば、今出ましたブラジルの製紙工場に提供している木材の林業の事業者について、細かく環境配慮の状況を分析していくかということ、そうではないと理解をしております。今、木口委員がおっしゃられたように、FSC認証のような形で、どのように環境社会配慮をした形で調達をしているかというプライマリーサプラ

イヤーの環境配慮の枠組みを、実施機関に確認をしていってもらおうということと考えております。

以上です。

○米田委員 どうぞ。

○木口委員 ありがとうございます。

事業に関しては、なかなか、本来、JICAさんがやるべきものなのかなという根本の議論を持ちつつも、そういった認証制度のようなものを活用して、少しずつきちんとしたサプライチェーンを確認するということが広まっていくという意味で、重要性があるのかなというふうに考えております。ご説明、ありがとうございます。

○米田委員 それでは、今日のワーキンググループの議論はここまでとしたいと思います。

JICAのほうにお返しします。

○加藤 ありがとうございます。

今回出ました議論につきまして、事務局のほうで大枠の助言案を取りまとめて、皆様に流したいと思っております。

冒頭のところでは、考え方及び入るべき視点という議論がありましたので、そこでは生態系サービスの視点や考え方を整理すべき、あとは、侵略的外来種の観点とか持続可能な管理の観点、そういったところを言及しつつ、きちんと定義とか考え方を整理すべきというご指摘があったところを、一つ助言にまとめていくのかなと考えております。

二つ目は、評価手順のところでありまして、幾つか既に挙げていただきました不確実性の観点で予防的なアプローチが必要であるという点や、評価方法とか基準をはっきりすべしというお話、また、生物多様性の管理計画等をつくっていくときには、きちんと実施計画とか予算等のポイントを押さえておくべきというようなお話が、二つ目であったかと思っております。

三つ目の助言としては、mitigation hierarchyについての明確な提示ということで、mitigationの考え方の明記も含めて考えていくべき、というところが一つご指摘としてあったかと思っております。

そして、その中でオフセットの扱いということで、オフセットがあるから良いという議論ではなく、mitigationをきちっとヒエラルキーに沿ってやっていった上で、なお影響として残ったものをオフセットで対応するというところが、考え方としてあるべしということと、また、オフセット自体についても、実際に実施するに当たっては、実施ができるかということも慎重に検討すべきというところが、ご指摘としてあったかと思っております。

また、生息地区分につきましては、いろんな議論がありましたけれども、基本的に生息地区分を入れていくということは必要ではないかということと、重要な自然生息地について、きちっと判断ができるアプローチを、定義含めて整えるべきというところが、ご指摘としてあったかと思っております。また、そこでの課題として、Natural Habitat、自然生息地の判断をするための定義についてもご議論があったということで、そこも含めておきたいと思っております。

その次に、保護区の議論ということで、先ほど申し上げたような、「保護区では原則実施しない」というご意見があったということと、一方で、「保護区で原則実施しない」ということを言わない場合には、「重要な自然生息地での実施を抑制する、または実施しない」ということが担保できるものと併せてやるべきだという、両方の意見があったというところ、また、国際的に認知されている地域について、保護区として取り扱うべきかというところは、議論があったけれども、両方の意

見があったというようなところかなと思っております。

最後、サプライチェーンのところにつきましては、基本的にそれについて配慮をしていったほうが良いというご意見があったと理解をしております。

以上の点について大枠のところでは助言案をまとめさせていただいて、抜けが多くあると思いますので、皆様から追加のポイントを足していただけたらと思います。

ここまででいかがでしょうか。

○鈴木委員 大丈夫です。オッケーです。

○作本委員 ありがとうございます。

○寺原委員 よろしく申し上げます。

○加藤 ありがとうございます。

では、そういった形でまとめさせていただきまして、今後の予定としましては、4月27日までに事務局から初案を出させていただいて、それをゴールデンウィーク明け、5月8日の金曜日までに皆様のご意見をいただいて、米田主査のお手元で最終化していただきまして、5月15日の全体会で皆様での議論、最終化するという形でよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

小島課長、来週の件も含めて、何か連絡事項ありますでしょうか。

○小島 来週27日、同じように包括検討⑧、住民移転とあと文化遺産などが議題に含まれています。皆さんからコメントをたくさん頂戴いたしました。今、それに対応しているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。主査は小椋委員に務めていただく予定です。

○林委員 1点ちょっと質問してもいいですか、JICAに。

○加藤 はい。よろしくお願い申し上げます。

○林委員 5月15日、全体会合になっているんですけど、これは東京で開催という方向になっていきますか、それともSkypeになるのでしょうか。

以上です。

○加藤 今後の緊急事態宣言の状況次第と考えておまして、JICAとしては今のところ、緊急事態宣言が終了して、5月7日から在宅勤務から通常の業務に復帰できるかどうかというところを、政府の状況とかを見ながら判断をしております。5月15日につきましては、どのような形になるかは、5月7日の時点でお伝えできるかと思っております。その時点ですと、いろいろフライトやご予約の観点でちょっと難しい場合には、もう少し早い段階で、固まってない段階でもお伝えするかなというふうにも思います。

以上です。

それでは、本日の包括的な検討、締めくくりとさせていただきたいと思っております。米田主査はじめ、皆様、突っ込んだ議論で指針を示してくださいまして、本当にありがとうございました。良い形で助言案を皆様のご意見を入れた形でご提案を申し上げたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

午後5時51分閉会